

名古屋市公報	令和 4年 5月25日 第153号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 発行人 名古屋市総務局行政部法制課長

目次	ページ
告 示	
○ 特別消防隊の事務所及び消防署出張所の名称及び位置を定める告示の一部改正について (消防・総務課) (第296号)	4
○ 名古屋市千音寺土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出 (住都・市街地整備課) (第297号)	5
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について (環境・地域環境対策課) (第298号)	7
○ 景観協定への加入 (住都・ウォークابل・景観推進室) (第299号)	8
○ 清純な施設環境を保持すべき施設の指定の一部改正について (健福・環境薬務課) (第300号)	9
○ 申請に係る建築協定及び公開による意見の聴取 (住都・建築指導課) (第301号)	10
○ 農用地利用集積計画について (緑土・都市農業課) (第302号)	12
達	
○ 職員の勤務時間の特例等に関する規程の一部改正 (総務・給与課) (第24号)	13
教 育 委 員 会 告 示	
○ 名古屋市図書館指定管理者の公募 (第9号)	14
○ 名古屋市生涯学習センター指定管理者の公募 (第10号)	17
○ 名古屋市志段味古墳群歴史の里の区域の追加について (第11号)	20
○ 名古屋市女性会館及び名古屋市男女平等参画推進センター指定管理者の公募 (第12号)	21
上 下 水 道 局 告 示	
○ 災害用備蓄飲料水「名水」の販売代金の徴収事務の委託 (第7号)	24
上 下 水 道 局 管 理 規 程	
○ 名古屋市上下水道局公有財産規程の一部改正 (第21号)	25
交 通 局 管 理 規 程	
○ 名古屋市交通局公有財産規程の一部改正 (第20号)	26
監 査 公 表	
○ 令和 4年監査公表 (第3号)	27

公	告	
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(経済・地域商業課)	133
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(経済・地域商業課)	135
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(経済・地域商業課)	137
○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告	(上下水・営業課)	139
○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告	(上下水・営業課)	140
○ 農業委員会総会の開催公告	(農業委員会)	141
雑	報	
○ 名古屋市議会正副議長の人事異動	(市会・総務課)	142

達 の あ ら ま し

○ 職員の勤務時間の特例等に関する規程の一部を改正する規程（第24号）

1 改正内容

スポーツ市民局スポーツ振興室に勤務する一部の職員の勤務時間の割振り等について、規定の整備を行います。（別表第 2 関係）

2 施行期日

発布の日から施行します。

名古屋市告示第 296号

特別消防隊の事務所及び消防署出張所の名称及び位置を定める告示の一部改正について

平成13年名古屋市告示第 126号（特別消防隊の事務所及び消防署出張所の名称及び位置）の一部を次のように改正する。

令和 4年 5月 16日

名古屋市長 河 村 た か し

表中

「		
特別消防隊 第二方面隊	名古屋市西区那古野二丁目26番16号	を
」		
「		
特別消防隊 第二方面隊	名古屋市西区那古野二丁目26番16号	に
特別消防隊 第四方面隊	名古屋市瑞穂区田辺通 5丁目 9番地	
」		

改める。

附 則

この告示は、令和 4年 5月30日から施行する。

名古屋市消防局総務部総務課

名古屋市告示第 297号

名古屋市千音寺土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第29条第 1項の規定により、名古屋市千音寺土地区画整理組合から、次のとおり理事の氏名及び住所の届出がありました。

令和 4年 5月16日

名古屋市長 河 村 た か し

氏 名	住 所
神 野 祐 一	名古屋市中川区富田町大字千音寺2348番地
恒 川 明 生	名古屋市中川区富田町大字千音寺2593番地
花 井 勝 彦	名古屋市中川区富田町大字千音寺字仏供田3051番地の 2
久 田 勝 彦	名古屋市中川区富田町大字千音寺字東福正4771番地
水 野 富 雄	名古屋市中川区富田町大字千音寺字南屋敷2730番地
横 井 昭 信	名古屋市中川区富田町大字千音寺4021番地
横 井 五 郎	名古屋市中川区富田町大字千音寺3927番地
横 井 茂 雄	名古屋市中川区富田町大字千音寺2629番地
横 井 洋 一	名古屋市中川区富田町大字千音寺2436番地
横 江 憲 雄	名古屋市中川区富田町大字千音寺字市場下屋敷3875番地の 1
横 江 義 彦	名古屋市中川区富田町大字千音寺2774番地
吉 田 米 和	名古屋市中川区富田町大字千音寺4472番地
吉 野 建 夫	名古屋市中川区富田町大字千音寺3899番地
若 山 一 味	名古屋市中川区富田町大字千音寺2563番地
渡 邊 繁 雄	名古屋市中川区富田町大字千音寺3930番地

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市告示第 298号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 2項の規定に基づき、令和2年名古屋市告示第 532号により指定した形質変更時要届出区域の全てを解除します。

令和 4年 5月17日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 指定を解除する区域
名古屋市千種区若水一丁目 201番の一部
- 2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物（土壤溶出量基準）
- 3 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 299 号

景観協定への加入

景観法（平成16年法律第110号）第87条第2項の規定により、次のとおり景観協定への加入がありましたので、同条第4項において準用する同法第83条第3項の規定により公告するとともに、景観協定を公衆の縦覧に供します。

令和4年5月17日

名古屋市長 河村 たかし

1 景観協定地区の名称

那古野一丁目地区景観協定

2 新たに協定区域となった土地及び協定区域となった日

新たに協定区域となった土地	協定区域となった日
名古屋市西区那古野一丁目1701番	令和4年4月27日
名古屋市西区那古野一丁目1702番	令和4年4月27日
名古屋市西区那古野一丁目1703番	令和4年4月27日

3 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市住宅都市局都市計画部ウォークابل・景観推進室（名古屋市役所西庁舎4階）

4 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日以外の日の午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。

名古屋市住宅都市局都市計画部ウォークابل・景観推進室

名古屋市告示第 300号

清純な施設環境を保持すべき施設の指定の一部改正について

平成25年名古屋市告示第 216号（清純な施設環境を保持すべき施設の指定）の一部を次のように改正します。

令和 4年 5月17日

名古屋市長 河 村 た か し

表中

「

枇杷島公園	西区枇杷島一丁目	名古屋市
名古屋朝鮮初級学校	中村区太閤一丁目18番33号	学校法人 愛知朝鮮 学園

を

」

「

枇杷島公園	西区枇杷島一丁目	名古屋市
-------	----------	------

に

」

改める。

名古屋市健康福祉局健康部環境薬務課

名古屋市告示第 301 号

申請に係る建築協定及び公開による意見の聴取

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第70条第 1 項の規定により、建築協定書の提出がありましたので、同法第71条の規定により公告するとともに、次のとおり関係人の縦覧に供します。また、同法第72条第 1 項の規定により、次のように意見の聴取を行いますので、建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則（昭和31年名古屋市規則第59号）第15条の規定により公告します。

令和 4 年 5 月18日

名古屋市長 河 村 た か し

1 建築協定の名称

小井堀町地域建築協定

2 建築協定区域

名古屋市名東区小井堀町 808 番 外

3 縦覧期間

令和 4 年 5 月18日から同年 6 月14日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3 年名古屋市条例第36号）第 2 条第 1 項に規定する本市の休日を除きます。

4 縦覧時間

午前 8 時45分から午後 5 時15分まで。ただし、正午から午後 1 時までを除きます。

5 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課（名古屋市役所西庁舎 2 階）

6 意見の聴取会における聴取事項

小井堀町地域建築協定について

7 意見の聴取会の開催日時

令和4年6月15日（水） 午後2時00分

8 意見の聴取会の開催場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市役所西12E会議室（名古屋市役所西庁舎12階）

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第 302号

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第 1項の規定により次のとおり農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。なお、関係書類は名古屋市緑政土木局都市農業課に備え置きます。

令和 4年 5月19日

名古屋市長 河 村 た か し

1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所

受け手 株式会社 J A名古屋ファーム 名古屋市港区大西一丁目40番地

転貸者 公益財団法人愛知県農業振興基金（愛知県農地中間管理機構）

名古屋市中区錦三丁目 3番 8号

2 利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積

(1) 名古屋市港区西福田二丁目1502番、田、 352平方メートル

(2) 名古屋市港区西茶屋四丁目 122番、田、 459平方メートル

3 利用権の設定を行う者の氏名及び住所

(1) 溝口 千恵 名古屋市港区西福田五丁目1502番地

(2) 山田 英喜 名古屋市港区秋葉二丁目14番地

4 設定する利用権

(1) 種類 賃借権（農地中間管理権）

(2) 内容 農地中間管理事業のための権利取得

(3) 存続期間 令和 4年 5月30日から令和 9年 5月29日まで

(4) 借賃 10アール当たり 年額 6,000円

(5) (4)の支払方法 毎年12月末日までに口座振込

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市達第24号

スポーツ市民局

職員の勤務時間の特例等に関する規程（昭和49年名古屋市達第8号）の一部を次のように改正する。

令和4年5月17日

名古屋市長 河 村 た かし

別表第2 スポーツ市民局の項中「スポーツ施設室」を「スポーツ振興室」に改める。

附 則

この達は、発布の日から施行し、この達による改正後の職員の勤務時間の特例等に関する規程の規定は、令和4年4月1日から適用する。

名古屋市教育委員会告示第 9号

名古屋市図書館指定管理者の公募

名古屋市図書館条例（昭和25年名古屋市条例第40号）第 5条の規定により、
名古屋市図書館指定管理者を次のとおり募集します。

令和 4年 5月18日

名古屋市教育委員会教育長職務代理者 西 淵 茂 男

1 施設名及び所在地

施設名	所在地
名古屋市東図書館	名古屋市東区大幸南一丁目 1番10号
名古屋市中村図書館	名古屋市中村区中村町字茶ノ木25番地
名古屋市富田図書館	名古屋市中川区服部三丁目 601番地
名古屋市守山図書館	名古屋市守山区守山一丁目 6番 1号
名古屋市志段味図書館	名古屋市守山区深沢一丁目 101番地
名古屋市緑図書館	名古屋市緑区旭出一丁目1104番地
名古屋市徳重図書館	名古屋市緑区元徳重一丁目 401番地
名古屋市名東図書館	名古屋市名東区文教台二丁目 205番地
名古屋市天白図書館	名古屋市天白区横町 701番地

2 指定管理者が行う業務の内容

(1) 指定管理者が実施しなければならない業務

- ア 運営に関すること
- イ 使用料の収納に関すること
- ウ 維持管理及び修繕（原形を変ずる修繕及び模様替を除く。）に関する
こと
- エ 緊急時及び非常時の対応に関すること

- オ 利用者満足度の向上及び管理運営の自己評価等に関すること
 - カ 事業計画書及び事業報告書等の提出に関すること
 - キ 指定管理者の引継ぎに関すること
 - ク その他教育委員会が定める業務
- (2) 指定管理者が自主事業として実施することができる業務
- ア 基本の使用時間外の施設の供用に関すること
 - イ 行事等の実施（市の施策及び施策に準じて実施するものを除く。）
 - ウ 物販事業
 - エ その他指定管理者の提案により実施する事業

3 指定管理者の指定の予定期間

令和 5年 4月 1日から令和10年 3月31日までの 5年間

4 公募に関する書類

(1) 募集要項等の配布場所

募集要項等は、名古屋市公式ウェブサイトよりダウンロードすることができます。

アドレス <https://www.city.nagoya.jp/kyoiku/page/0000141207.html>

(2) 申請書類提出先及び問い合わせ先

名古屋市鶴舞中央図書館庶務係

〒466-0064 名古屋市昭和区鶴舞一丁目 1番 155号

電話番号 052-741-3133 ファクシミリ番号 052-733-6337

電子メールアドレス a7413133@kyoiku.city.nagoya.lg.jp

(3) 申請書類の受付

ア 受付方法

持参

※申請書類を提出する場合は、事前に提出日の予約をしていただく必要があります。

イ 予約期間

令和 4年 7月12日（火）から 7月13日（水）まで

ウ 受付期間

令和 4年 7月19日（火）から 7月20日（水）まで

※予約受付時に教育委員会が指定した日時に提出してください。

エ 受付時間

午前 9時から午後 5時まで（正午から午後 1時までを除く。）

5 募集内容の詳細

募集要項等によります。

名古屋市鶴舞中央図書館

名古屋市教育委員会告示第10号

名古屋市生涯学習センター指定管理者の公募

名古屋市生涯学習センター条例（平成12年名古屋市条例第38号）第13条の規定により、名古屋市中村生涯学習センター、名古屋市熱田生涯学習センター、名古屋市中川生涯学習センター、名古屋市港生涯学習センター、名古屋市南生涯学習センター、名古屋市緑生涯学習センター（分館を除く。以下同じ。）、名古屋市名東生涯学習センター及び名古屋市天白生涯学習センターの指定管理者を次のとおり募集します。

令和4年5月18日

名古屋市教育委員会教育長職務代理者 西 淵 茂 男

1 施設名及び所在地

施設名	所在地
名古屋市中村生涯学習センター	名古屋市中村区鳥居通3丁目1番地の3
名古屋市熱田生涯学習センター	名古屋市熱田区熱田西町2番13号
名古屋市中川生涯学習センター	名古屋市中川区富川町1丁目2番地の12
名古屋市港生涯学習センター	名古屋市港区港陽一丁目10番18号
名古屋市南生涯学習センター	名古屋市南区東又兵衛町5丁目1番地の10
名古屋市緑生涯学習センター	名古屋市緑区鳴海町字本町54番地
名古屋市名東生涯学習センター	名古屋市名東区社が丘三丁目802番地
名古屋市天白生涯学習センター	名古屋市天白区天白町大字島田字黒石4050番地

2 業務の範囲

(1) 指定管理者が行う業務の内容

- ア 運營業務に関すること
 - イ 使用許可に関すること
 - ウ 施設の利用料金に関すること
 - エ 広告業務に関すること
 - オ 施設管理に関すること
 - カ 緊急時対応に関すること
 - キ 利用者満足度調査及び管理運営の自己評価に関すること
 - ク 事業計画書、事業報告書、収支予算書及び収支決算書等の提出に関すること
 - ケ 指定管理者の引継ぎに関すること
 - コ その他委員会の定める業務に関すること
- (3) 指定管理者が自主事業として実施することができる業務
- ア 基本の休館日及び基本の開館時間外の施設の供用
 - イ 教室等の実施
 - ウ 物販事業
 - エ その他指定管理者の提案により実施する事業

3 指定期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和10年 3 月31日までの 5 年間

4 公募に関する書類の配布方法等

(1) 募集要項等の配布方法

募集要項等は、名古屋市公式ウェブサイトよりダウンロードすること。

アドレス <https://www.city.nagoya.jp/kyoiku/page/0000140132.html>

(2) 申請書類の提出先及び問合せ先

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課生涯学習係

〒461-0001 名古屋東区泉一丁目 1 番 4 号（名古屋市教育館 6 階）

電話番号 052-950-5031 ファクシミリ番号 052-950-5041

電子メールアドレス a3211571@kyoiku.city.nagoya.lg.jp

(3) 申請書類の受付

ア 受付方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）。ただし、申請書類を提出する場合は、事前に提出日の予約をしていただく必要があります。

イ 予約方法

令和４年７月７日（木曜日）午前９時から７月８日（金曜日）午後５時までに、電子メールで申し込んでください。

ウ 提出期間

令和４年７月19日（火曜日）から７月20日（水曜日）までの午前９時から午後５時30分まで（正午から午後１時までを除く。）の間に、予約時に教育委員会が指定した日時に提出してください。ただし、郵送の場合は指定日必着です。

5 募集内容の詳細等

募集要項等によります。

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課

名古屋市教育委員会告示第11号

名古屋市志段味古墳群歴史の里の区域の追加について

名古屋市志段味古墳群歴史の里条例第1条第2項の規定に基づき、平成30年名古屋市教育委員会告示第9号により指定した名古屋市志段味古墳群歴史の里の区域について新たに区域を追加し次のように定め、令和4年6月1日から施行します。

令和4年5月18日

名古屋市教育委員会教育長職務代理者 西 淵 茂 男

1 追加する名古屋市志段味古墳群歴史の里の区域

名古屋市守山区大字上志段味字白鳥 947番地の1の一部、 948番地の一部

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部文化財保護室

名古屋市教育委員会告示第12号

名古屋市女性会館及び名古屋市男女平等参画推進センター指定管理者の公募

名古屋市女性会館条例（昭和53年名古屋市条例第22号）第13条の規定及び名古屋市男女平等参画推進センター条例（平成15年名古屋市条例第38号）第5条の規定により、名古屋市女性会館及び名古屋市男女平等参画推進センター指定管理者を次のとおり募集します。

令和 4年 5月18日

名古屋市教育委員会教育長職務代理者 西淵 茂男

1 施設名及び所在地

施設名	所在地
名古屋市女性会館	名古屋市中区大井町 7番25号
名古屋市男女平等参画推進センター	

2 業務の範囲

(1) 指定管理者が行う業務の内容

- ア 運営業務に関すること
- イ 使用許可に関すること
- ウ 施設の利用料金に関すること
- エ 広告業務に関すること
- オ 施設管理に関すること
- カ 緊急時対応に関すること
- キ 利用者満足度調査及び管理運営の自己評価に関すること
- ク 事業計画書及び事業報告書等の提出に関すること
- ケ 指定管理者の引継ぎに関すること

- コ その他本市が定める業務
- (2) 指定管理者が自主事業として実施することができる業務
 - ア 基本の休館日の施設の供用
 - イ 教室等の実施
 - ウ 物販事業
 - エ その他指定管理者の提案により実施する事業

3 指定期間

令和 5年 4月 1日から令和10年 3月31日までの 5年間

4 公募に関する書類の配布方法等

(1) 募集要項等の配布方法

募集要項等は、名古屋市公式ウェブサイトよりダウンロードすること。

アドレス <https://www.city.nagoya.jp/kyoiku/page/0000140203.html>

(2) 申請書類の提出先及び問合せ先

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課生涯学習係

〒461-0001 名古屋市東区泉一丁目 1番 4号 名古屋市教育館 6階

電話番号 052-950-5031

ファックス番号 052-950-5041

電子メールアドレス a3211571@kyoiku.city.nagoya.lg.jp

(3) 申請書類の受付

ア 受付方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）。申請書類を提出する場合は、事前に提出日の予約をしていただく必要があります。

イ 予約方法

令和 4年 7月 4日(月)午前 9時から 7月 5日(火)午後 5時までに、電子メールで申し込んでください。郵送の場合も電子メールで予約してください。

ウ 提出期間

令和 4年 7月11日(月)から 7月12日(火)までの午前 9時から午後 5時

30分まで（正午から午後 1時までを除く。）の間に、予約時に教育委員会が指定した日時に提出してください。郵送の場合は指定日必着です。

5 募集内容の詳細等

募集要項等によります。

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課

名古屋市上下水道局告示第7号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき災害用備蓄飲料水「名水」の販売代金の徴収事務を委託することとしたので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項に定めるところにより告示する。

令和4年5月19日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

1 委託の相手方

日本通運株式会社

2 委託する事務の範囲

- (1) 災害用備蓄飲料水「名水」（以下「名水」という。）の販売代金の徴収
- (2) 前号により収納した名水の販売代金の出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関への払込み
- (3) 前2号に定める事務に附帯する事務

3 委託期間

令和4年6月1日から令和5年3月31日まで

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

名古屋市上下水道局管理規程第21号

名古屋市上下水道局公有財産規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第49号）の一部を次のように改正する。

令和4年5月16日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

第26条第1項第1号中「第22条」を「第22条第1項」に改める。

附 則

この規程は、令和4年5月18日から施行する。

名古屋市交通局管理規程第 20 号

名古屋市交通局公有財産規程（昭和 52 年名古屋市交通局管理規程第 20 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 5 月 17 日

名古屋市交通局長 小林 史郎

第 25 条第 1 項第 1 号中「第 22 条」を「第 22 条第 1 項」に改める。

附 則

この規程は、令和 4 年 5 月 18 日から施行する。

令和 4 年監査公表第 3 号

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 7 項の規定に基づき監査を実施したので、同条第 9 項及び第 10 項の規定により、監査の結果に関する報告を公表します。

令和 4 年 5 月 19 日

名古屋市監査委員	長谷川 由美子
同	成 田 たかゆき
同	山 本 正 雄
同	小 川 令 持

第1 監査の種類

- 1 財務監査及び行政監査
- 2 財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

第2 監査の対象

- 1 財務監査及び行政監査

教育委員会（生涯学習部、鶴舞中央図書館、博物館、美術館、科学館関連事務に限る。生涯学習部等関連事務を担当する区役所及び財政局の課室を含む。）の事務について、次表の課室公所を対象として実施した。

区 分	監 査 実 施 課 室 公 所 名		
教育委員会	事 務 局	生涯学習部	生涯学習課、部活動振興室、文化財保護室
	図書館（鶴舞中央、千種、北、瑞穂）		
	博物館		
	美術館		
	科学館		
区役所 （千種区、東区、 瑞穂区、熱田区、 中川区、緑区）	区政部		地域力推進室
財政局	契約部		契約課

2 財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

次表の教育委員会が所管する公の施設の指定管理者及び教育委員会を対象として実施した。

公の施設	指定管理者	指定管理期間
名古屋市中村図書館	ホームックス株式会社	平成29年 4月 1日 ～令和 5年 3月31日
名古屋市志段味図書館	名古屋TRCグループ	
名古屋市緑図書館	株式会社ヴィアックス	
名古屋市東生涯学習センター	日本環境マネジメント株式会社	令和 2年 4月 1日 ～令和 7年 3月31日
名古屋市守山生涯学習センター	ホームックス株式会社	
名古屋市緑生涯学習センター	シンコーグループ	平成30年 4月 1日 ～令和 5年 3月31日
名古屋市天白生涯学習センター	愛知スイミング・大成共同事業体	
名古屋市志段味古墳群歴史の里	しだみの里守グループ	平成31年 4月 1日 ～令和 6年 3月31日

第3 監査の着眼点

1 財務監査及び行政監査

- (1) 生涯学習に関する取組が効率的かつ効果的に実施されているか
- (2) 図書館や生涯学習施設は適切に運営されているか
- (3) 会計事務が適正に行われているか
- (4) 内部統制が十分に機能しているか

2 財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

- (1) 公の施設に係る事業運営は協定に沿って適正に行われているか
- (2) 公の施設の管理に係る会計経理は適正に行われているか
- (3) 公の施設の管理に係る事業報告書及び収支計算書は、適正に作成されているか

第4 監査の実施内容

1 財務監査及び行政監査

(1) 実施時期

令和 3年 6月 2日から令和 4年 3月24日まで

(2) 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、対象の課室公所で処理している事務のうち、主として令和 2年 4月 1日から令和 3年 9月30日までに執行された収入、支出、契約、財産管理及び行政運営の各事務並びに現金等の出納保管に関する事務について、書類等突合などを試査により実施し、必要な事項については実査を実施した。

2 財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

(1) 実施時期

令和 3年 6月 2日から令和 4年 3月24日まで

(2) 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、対象の指定管理者が処理している事務のうち、主として令和 2年 4月 1日から令和 3年 3月31日まで

に指定管理者が執行した公の施設の管理に係る出納その他の事務について、書類等突合などを試査により実施し、必要な事項については実査を実施した。

また、指定管理者に対する財政援助団体等監査に併せて、教育委員会所管の事務のうち、公の施設の管理に係る事務の執行について、書類等突合などを試査により実施した。

第5 監査結果

1 財務監査及び行政監査

前記第4の1のとおり監査した限りにおいて、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

今後の事務執行にあたり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施し必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

なお、監査対象とした局が既に措置を講じたものについては、その内容を記載した。

(1) 行政財産の貸付料収入について（収入事務）

美術館及び科学館では、地方自治法等の規定に基づき、館内の一部を事業者に貸し付ける契約を締結し、事業者から貸付料収入を得ている。

この貸付料収入に関する事務を確認したところ、事業者に発付された納入通知書の支払期限が、契約書に定められた支払期限を超えて設定されている事例が見受けられた。

美術館及び科学館においては、未収金の発生を防止する観点から、契約書に従った支払期限を設定した納入通知書を発付されたい。（美術館、科学館）

(2) 契約事務に係る手続について（契約事務）

地方自治法によれば、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認をするため、必要な監督又は検査をしなければならないとされている。

検査については、名古屋市契約規則において、契約金額が100万円以上であ

るときは、検査終了後直ちに検査調書を作成しなければならないとされている。

科学館において、工事請負契約や業務委託契約の事務手続について確認したところ、契約書や仕様書で提出を定めている業務報告書等の書類を契約の相手方から徴取していない事例が多数見受けられた。

また、契約金額が 100 万円以上の契約について、検査調書を作成していない事例も見受けられた。

今回見受けられた事例の多くは、業務報告書等の書類が未提出であるにもかかわらず、検査結果を合格としていた。

こうした状況は、契約の履行が適正に確保されているか確認できず、十分な監督又は検査が行われているとは言い難い。

科学館においては、名古屋市契約規則に基づく適正な契約事務となるよう、職員一人ひとりの財務会計事務に対する意識や習熟度の向上に取り組まれない。

(科学館)

(3) 行政財産の目的外使用許可等について（財産管理事務）

地方自治法によれば、行政財産はその用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可又は貸し付け等ができるとされており、本市では名古屋市財産条例等により必要な手続や使用料を定めている。

行政財産の管理状況について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 行政財産の目的外使用を許可している飲食店について、使用許可を得ていない休憩室や食品庫等が使用されていたもの (鶴舞中央図書館)

イ 定期建物賃貸借契約を締結している飲食店について、契約書に定める貸付場所以外の場所に看板等が設置されていたもの (美術館)

鶴舞中央図書館及び美術館においては、名古屋市財産条例等に従い、行政財産を適正に管理されたい。

なお、鶴舞中央図書館及び美術館においては、各飲食店に対し使用許可書又は契約書に沿った使用状況となるよう指導が行われ、必要な措置が講じられた。

(4) 外部記録媒体の利用管理について（行政運営事務）

本市では、電子情報の漏えいを防止するため、U S Bメモリを始めとする外部記録媒体の利用を原則として禁止しており、外部記録媒体を使用しなければ業務遂行が不可能であるなどの相当の理由がある場合には例外的に使用が認められるものの、各局区室で利用基準を定めた上で、その基準に従い適切に取り扱わなければならないとされている。

教育委員会事務局における外部記録媒体利用基準（以下「利用基準」という。）では、導入時の許可申請、管理簿による外部記録媒体の種類、数等の把握や利用簿による利用者、利用目的等の確認、棚卸し実施状況の記録など、各所属において外部記録媒体を適切に管理・利用するための手続を定めている。

利用基準に基づく外部記録媒体の管理状況について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 導入の申請に不備があるもの

- (ア) 外部記録媒体であるという認識がないまま I Cレコーダーの導入を行い、利用基準に基づく許可申請や利用管理を全く行っていないもの
(鶴舞中央図書館)

- (イ) 所属長に対するU S Bメモリやデジタルカメラの許可申請が行われていなかったもの
(北図書館)

イ 管理簿の作成に不備があるもの

- (ア) U S Bメモリの保管場所の変更について管理簿に記載されていなかったもの
(鶴舞中央図書館)
- (イ) 譲渡したU S Bメモリについて、管理簿への記載等必要な手続を行っていないもの
(瑞穂図書館)

ウ 利用簿の作成に不備があるもの

- (ア) デジタルカメラを利用簿に記載せず、利用していたもの
(北図書館)
- (イ) 棚卸しの記載を全くしていないもの
(部活動振興室、鶴舞中央図書館、北図書館、瑞穂図書館、美術館)
- (ウ) 利用実績のない月に棚卸しの記載がないもの
(生涯学習課、文化財保護室)
- (エ) 利用簿について一部鉛筆書きで記載されているもの
(文化財保護室)

エ デジタルカメラの利用後にデータの消去を行っていないもの（北図書館）

今回の監査において、導入時の許可申請や管理簿及び利用簿作成の不備など、外部記録媒体の基本的な管理が行われていない事例が見受けられた。各所属においては、令和 2 年度から本格実施した内部統制制度を有効に活用し、利用基準に従い外部記録媒体を適正に管理されたい。

また、令和 3 年 5 月 18 日に公表した小学校等に対する監査結果において、小学校における外部記録媒体の不適切な利用管理が散見され、総務課に対し外部記録媒体の適正な管理の徹底を求めたところであるが、今回の監査においても、生涯学習部等で同様の事例が散見された。利用基準を所管する総務課においては、教育委員会全体に対する外部記録媒体の利用管理の指導・徹底がなお不十分であると考えられるので改めて指導を徹底されたい。（総務課）

(5) 図書館オンラインシステムの運用について（行政運営事務）

名古屋市情報あんしん条例施行規程によれば、情報システムの保守及び運用にあたっては、情報システムの利用者及びその権限を適切に決定するとともに、その登録、変更及び抹消を適切に行わなければならないとされている。

本市の図書館で稼働する図書館オンラインシステムは本市職員だけでなく、図書の貸出などの窓口業務を行う委託業者も利用しており、職員ごとに ID 及びパスワードが付与されている。分館である各図書館において、窓口業務委託職員が退職した際は、勤務先の図書館が、システム管理者である鶴舞中央図書館に当該職員の ID 及びパスワードを削除するよう依頼することとされている。

千種図書館において、退職した窓口業務委託職員に係る ID 及びパスワードを確認したところ、鶴舞中央図書館へ削除を依頼していない事例が見受けられた。

千種図書館においては、窓口業務委託職員が退職した際は、鶴舞中央図書館に遅滞なく ID 及びパスワードの削除を依頼されたい。（千種図書館）

また、鶴舞中央図書館においては、システム管理者として、職員の ID 及びパスワードの適正な管理について各分館に改めて注意喚起されたい。

（鶴舞中央図書館）

なお、千種図書館においては、退職した職員の ID 及びパスワードの削除を

鶴舞中央図書館に依頼し、削除処理が行われた。また、鶴舞中央図書館より各分館に対して今回の事例を受けた注意喚起がなされ、必要な措置が講じられた。

2 財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

前記第4の2のとおり監査した限りにおいて、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

（指定管理者に対する指摘について）

所管局においては、指定管理者に対し、今後の事業執行にあたり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施するよう通知し、その内容を確認する等必要な措置を講じられたい。また、所管局において措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

（所管局に対する指摘について）

所管局においては、今後の事務執行にあたり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施し必要な措置を講じられたい。また、所管局において措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

（1）指定管理者仕様書について（その他）

教育委員会が所管する生涯学習センターは指定管理者制度を導入しており、生涯学習センター指定管理者仕様書（以下「仕様書」という。）において、指定管理者に要求する管理運営業務の基準や、各生涯学習センター固有の業務について記載している。

名古屋市守山生涯学習センターにおいて、仕様書に基づく施設の管理運営状況について調査したところ、地域団体が生涯学習課との取決めにより防災用備蓄品等を保管していたが、生涯学習課がその旨を仕様書に記載していなかったため、指定管理者は取決め事項を把握していない状況であった。

（教育委員会関係分）

生涯学習課においては、指定管理者によって適切に施設が管理運営されるよう、地域団体との取決め事項など各生涯学習センター固有の業務について確認し、仕様書に記載するなど指定管理者に周知されたい。（生涯学習課）

（2）生涯学習センター施設設備の管理について（その他）

名古屋市生涯学習センター条例等によれば、指定管理者は生涯学習センターの維持管理及び修繕（原形を変ずる修繕及び模様替を除く。）を行うこととさ

れているが、改修費が 1件 250万円を超える大規模改修となる場合等については、その経費を本市が直接執行することとされている。

生涯学習センターの維持管理の状況について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 建築設備等点検の結果を基にした修繕が行われていなかったもの

名古屋市東生涯学習センター、名古屋市守山生涯学習センター、名古屋市緑生涯学習センター及び名古屋市天白生涯学習センターにおいて、建築設備等定期点検結果報告書を確認したところ、非常用照明装置の不点灯や防火扉の動作不良など、地震や火災等の災害による被害を軽減させる防災設備について、点検業者から不具合を指摘されていたにもかかわらず、修繕が行われていない事例が見受けられた。

また、過年度の報告書も併せて調査したところ、一部の設備については、毎年度、同様の不具合を指摘されていたが、その後においても修繕されず、法令に適合しない状態が複数年度にわたって放置されていた。

法令に適合しない防災設備を放置し続けた場合、災害時に必要な防災機能が発揮されず、被害が拡大する恐れがある。

(指定管理者分)

各指定管理者においては、建築設備等点検の結果、点検業者から指摘を受けた事項のうち改修費が 1件 250万円以下の場合は速やかに修繕されたい。また、改修費が 1件 250万円を超えるなど本市の直接執行とされている場合については、速やかに対応がなされるよう生涯学習課に報告されたい。

(日本環境マネジメント株式会社【名古屋市東生涯学習センター】、ホームックス株式会社【名古屋市守山生涯学習センター】、シンコーグループ【名古屋市緑生涯学習センター】、愛知スイミング・大成共同事業体【名古屋市天白生涯学習センター】)

イ 適切な初期対応が行われていなかったもの

名古屋市天白生涯学習センターにおいて、施設設備の管理状況を確認したところ、分電盤内に「絶縁不良要改修」のシールを貼付されていた。シールは、電気工作物点検の結果、点検業者から感電火災等の恐れがあることから

直ちに使用を停止するよう指摘を受け、貼付されたものであったが、実査時点において当該回路の使用を継続しており、生涯学習課への報告も行われていなかった。

実査後に当該回路の使用は停止されたが、使用を継続していれば利用者の安全な利用が損なわれた可能性がある。

(指定管理者分)

愛知スイミング・大成共同事業体においては、点検業者から利用者の安全に関わる重大な指摘を受けた際は、速やかに保全措置を取ったうえで生涯学習課へ報告するなど、適切な初期対応を行われたい。

(愛知スイミング・大成共同事業体【名古屋市天白生涯学習センター】)

(3) 事業報告書の作成について（その他）

名古屋市生涯学習センターの管理運営にかかる基本協定書等（以下「協定書等」という。）によれば、指定管理者は、毎年度の終了後に、料金収入の実績や管理運営経費等の収支状況等を記載した事業報告書を提出することとされている。

事業報告書は、施設の管理運営経費等を把握するための重要な書類であり、今後の指定管理者を選定する際の指定管理料を算出するための根拠資料としても不可欠であることから、正確に作成される必要がある。

生涯学習センターの事業報告書等について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 収支決算書において、協定書等に定める指定管理者としての基本業務に要する経費と、自主事業に要する経費が区分されていなかったもの

(日本環境マネジメント株式会社【名古屋市東生涯学習センター】、ホームメックス株式会社【名古屋市守山生涯学習センター】、愛知スイミング・大成共同事業体【名古屋市天白生涯学習センター】)

イ 収支決算書の金額を誤って計上していたもの

(愛知スイミング・大成共同事業体【名古屋市天白生涯学習センター】)

ウ 支出内訳等の修正漏れがあり、金額が誤っていたもの

(日本環境マネジメント株式会社【名古屋市東生涯学習センター】、シンコーグループ【名古屋市緑生涯学習センター】)

(指定管理者分)

各指定管理者においては、令和 2年度の事業報告書を修正するとともに、今後の事業報告書の作成にあたっては、協定書等に従い適正に作成されたい。

(教育委員会関係分)

生涯学習課においては、指定管理者から提出された事業報告書の内容を確認しているところであるが、複数の指定管理者において誤りが見受けられたことから、事業報告書の審査をより厳密に行うとともに、指定管理者に対し正確な事業報告書の作成について指導されたい。(生涯学習課)

(4) 生涯学習センター指定管理業務に係るモニタリングについて（その他）

生涯学習課では、職員が各生涯学習センターに直接赴き、指定管理者によるサービス提供について確認を行うモニタリングを実施している。モニタリングの際は、施設の維持管理業務や会計処理等について定められたチェック項目に基づき、管理状況を点検及び評価し、その結果を定期モニタリング記録表に記録することとされている。

モニタリングのチェック項目によれば、建築設備等点検報告書を確認し、指摘箇所があった場合は、速やかに対応されているか確認することとされているが、指定管理者に対する指摘で述べたとおり、防災設備が法令に適合していない状況が複数年度にわたって放置されていた事例が見受けられた。

また、定期モニタリング記録表を確認したところ、施設管理に関するモニタリング結果欄には「良好」と記載されていた。

生涯学習課によれば、定期モニタリング記録表には、指定管理者による修繕が必ずしも完了していなくても、生涯学習課に報告又は相談していることをもって、結果欄に「良好」と記載するとのことであったが、指定管理者による修繕が完了した場合と区別し難い状況であった。

（教育委員会関係分）

生涯学習課においては、モニタリングを通じて指定管理者の管理状況を適正に点検及び評価し、点検業者から指摘されている設備の不具合が是正されていない場合には、指定管理者に速やかに対応するよう指示されたい。

また、設備の修繕状況が明らかとなるよう定期モニタリング記録表に記載されたい。

（生涯学習課）

第6 意見

生涯学習センターの管理運営について

本市では、行政改革における重要な視点の一つとして、官民の適切な役割分担を掲げ、公の施設については民間活力を積極的に導入し、より効率的・効果的な管理運営を図ることとしている。

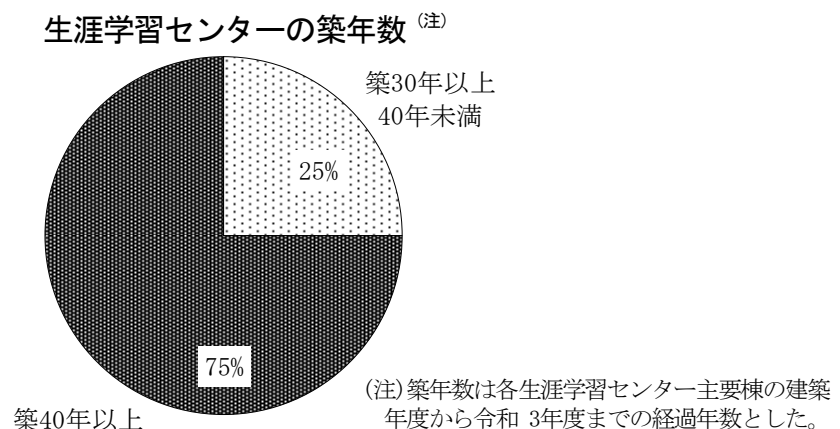
教育委員会では、市内に16か所あるすべての生涯学習センターで指定管理者制度を導入しており、今後は、指定管理者のノウハウも活用しながら、利用者層の拡大等が課題となっている生涯学習センターを活性化することが期待される。

一方、すべての生涯学習センターは指定避難所となっており、災害時に被災者が安心して避難できるよう、施設の安全性を確保する必要があるが、今回の監査では、非常用照明装置の不点灯や防火扉の動作不良など、利用者の安全に関わる設備の管理が不十分である事例が見受けられた。

これらの設備の中には、修繕されないまま複数年度が経過しているものもあり、施設の管理について、指定管理者に対する監督や指導が不足していたのではないかと考えられる。

教育委員会においては、監査結果で述べたとおり、指定管理者に対するモニタリングについて、より有効な手法を検討するなど、監督・指導の充実に努められたい。

また、多くの生涯学習センターが築40年を経過し、今後、老朽化に対応するための費用が増加すると見込まれる中で、人口減少社会の本格的な到来や市民ニーズの多様化も踏まえて、将来にわたり生涯学習センターがその役割を果たせるよう、長期的な視点に立った生涯学習センターのあり方を検討されたい。



《参考資料》 監査対象の概要

1 名古屋市中村図書館（所在地：中村区中村町字茶ノ木25番地）

(1) 指定管理者の概要

- ・名 称：ホームックス株式会社
- ・所 在 地：豊田市松ヶ枝町 3丁目30番地

(2) 主な指定管理業務

- ① 名古屋市中村図書館における図書館奉仕の提供（図書館資料を市民の利用に供することその他教育委員会が定める業務に限る。）に関する事
- ② 名古屋市中村図書館の駐車場の使用料の徴収に関する事
- ③ 名古屋市中村図書館の維持管理及び修繕（原形を变ずる修繕及び模様替を除く。）に関する事

(3) 事業状況

区分	平成30年度	令和元年度 ^(注1)	令和 2年度 ^(注1)
蔵書数 ^(注2)	90,161冊	89,465冊	87,652冊
個人貸出利用者数	129,133人	114,754人	98,184人
貸出冊数	426,476冊	378,744冊	322,565冊

(注 1) 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、令和 2年 3月 2日～ 6月 1日の間は休館した。

(注 2) 蔵書数は、年度末日時点の冊数である。

(4) 収支状況（令和 2年度）

（単位：千円、単位未満切り捨て）

収入の部		支出の部	
科 目	決算額	科 目	決算額
指定管理料	109,262	管理運営費	108,562
その他収入	16	(人件費を含む)	
収入合計	109,279	支出合計	108,562

(注) 金額は名古屋市中村図書館と名古屋市富田図書館の合計である。

2 名古屋市志段味図書館（所在地：守山区深沢一丁目 101番地）

(1) 指定管理者の概要

- ・名 称：名古屋TRCグループ
- ・代表者名称：株式会社図書館流通センター
- ・代表者所在地：東京都文京区大塚三丁目 1番 1号

(2) 主な指定管理業務

- ① 名古屋市志段味図書館における図書館奉仕の提供（図書館資料を市民の利用に供すること
その他教育委員会が定める業務に限る。）に関する事
- ② 名古屋市志段味図書館の駐車場の使用料の徴収に関する事
- ③ 名古屋市志段味図書館の維持管理及び修繕（原形を変ずる修繕及び模様替を除く。）に関する事

(3) 事業状況

区分	平成30年度	令和元年度 ^(注1)	令和 2年度 ^(注1)
蔵書数 ^(注2)	71, 175冊	71, 138冊	68, 594冊
個人貸出利用者数	105, 993人	94, 502人	78, 702人
貸出冊数	389, 162冊	348, 551冊	290, 232冊

（注 1）新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、令和 2年 3月 2日～ 6月 1日の間は
休館した。

（注 2）蔵書数は、年度末日時点の冊数である。

(4) 収支状況（令和 2年度）

（単位：千円、単位未満切り捨て）

収入の部		支出の部	
科 目	決算額	科 目	決算額
指定管理料	46, 800	管理運営費	46, 809
その他収入	55	（人件費を含む）	
収入合計	46, 855	支出合計	46, 809

3 名古屋市緑図書館（所在地：緑区旭出一丁目1104番地）

(1) 指定管理者の概要

- ・名 称：株式会社ヴィアックス
- ・所 在 地：東京都中野区弥生町二丁目 8番15号

(2) 主な指定管理業務

- ① 名古屋市緑図書館における図書館奉仕の提供（図書館資料を市民の利用に供することその他教育委員会が定める業務に限る。）に関する事
- ② 名古屋市緑図書館の駐車場の使用料の徴収に関する事
- ③ 名古屋市緑図書館の維持管理及び修繕（原形を変ずる修繕及び模様替を除く。）に関する事

(3) 事業状況

区分	平成30年度	令和元年度 ^(注1)	令和 2年度 ^(注1)
蔵書数 ^(注2)	83,326冊	84,031冊	84,760冊
個人貸出利用者数	149,183人	138,488人	117,182人
貸出冊数	523,385冊	490,551冊	417,316冊

（注 1）新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、令和 2年 3月 2日～ 6月 1日の間は休館した。

（注 2）蔵書数は、年度末日時点の冊数である。

(4) 収支状況（令和 2年度）

（単位：千円、単位未満切り捨て）

収入の部		支出の部	
科 目	決算額	科 目	決算額
指定管理料	112,004	管理運営費	114,723
その他収入	109	（人件費を含む）	
収入合計	112,113	支出合計	114,723

（注）金額は名古屋市緑図書館と名古屋市徳重図書館の合計である。

4 名古屋市東生涯学習センター（所在地：東区葵一丁目 3番21号）

(1) 指定管理者の概要

- ・名 称：日本環境マネジメント株式会社
- ・所 在 地：埼玉県さいたま市浦和区仲町 1丁目12番 1号

(2) 主な指定管理業務

- ① 図書、記録、資料等を利用させること、生涯学習に関する情報を提供すること及び名古屋市東生涯学習センターの施設を使用させる事業の実施に関する事
- ② 名古屋市東生涯学習センターの施設の使用の許可に関する事
- ③ 名古屋市東生涯学習センターの維持管理及び修繕（原形を变ずる修繕及び模様替を除く。）に関する事

(3) 事業状況

区分	平成30年度	令和元年度	令和 2年度
利用件数	6, 869件	6, 300件	3, 970件
利用者数	101, 911人	89, 330人	49, 447人

(注) 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、令和 2年 3月 2日～ 5月31日の間は全館休館し、さらに、体育室は同年 6月 7日、料理室は同年 7月31日まで休室した。

(4) 収支状況（令和 2年度）

（単位：千円、単位未満切り捨て）

収入の部		支出の部	
科 目	決算額	科 目	決算額
指定管理料	28, 084	管理運営費	42, 717
利用料金収入	8, 955	(人件費を含む)	
その他収入	1, 473		
収入合計	38, 513	支出合計	42, 717

5 名古屋市守山生涯学習センター（所在地：守山区守山三丁目 2番 6号）

(1) 指定管理者の概要

- ・名 称：ホームックス株式会社
- ・所 在 地：豊田市松ヶ枝町 3丁目30番地

(2) 主な指定管理業務

- ① 図書、記録、資料等を利用させること、生涯学習に関する情報を提供すること及び名古屋市守山生涯学習センターの施設を使用させる事業の実施に関する事
- ② 名古屋市守山生涯学習センターの施設の使用の許可に関する事
- ③ 名古屋市守山生涯学習センターの維持管理及び修繕（原形を变ずる修繕及び模様替を除く。）に関する事

(3) 事業状況

区分	平成30年度	令和元年度	令和 2年度
利用件数	6,561件	6,435件	4,280件
利用者数	92,023人	85,136人	49,143人

(注) 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、令和 2年 3月 2日～ 5月31日の間は全館休館し、さらに、体育室は同年 6月 7日、料理室は同年 7月31日まで休室した。

(4) 収支状況（令和 2年度）

（単位：千円、単位未満切り捨て）

収入の部		支出の部	
科 目	決算額	科 目	決算額
指定管理料	27,672	管理運営費	43,264
利用料金収入	9,694	(人件費を含む)	
その他収入	5,491		
収入合計	42,857	支出合計	43,264

6 名古屋市緑生涯学習センター（所在地：緑区鳴海町字本町54番地）

(1) 指定管理者の概要

- ・名 称：シンコーグループ
- ・代 表 者 名 称：シンコースポーツ中部株式会社
- ・代表者所在地：中区栄一丁目16番 6号

(2) 主な指定管理業務

- ① 図書、記録、資料等を利用させること、生涯学習に関する情報を提供すること及び名古屋市緑生涯学習センターの施設を使用させる事業の実施に関すること
- ② 名古屋市緑生涯学習センターの施設の使用の許可に関すること
- ③ 名古屋市緑生涯学習センターの維持管理及び修繕（原形を変ずる修繕及び模様替を除く。）に関すること

(3) 事業状況

区分	平成30年度	令和元年度	令和 2年度
利用件数	4,765件	4,401件	2,694件
利用者数	73,884人	67,878人	31,963人

(注) 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、令和 2年 3月 2日～ 5月31日の間は全館休館し、さらに、体育室は同年 6月 7日、料理室は同年 7月31日まで休室した。

(4) 収支状況（令和 2年度）

（単位：千円、単位未満切り捨て）

収入の部		支出の部	
科 目	決算額	科 目	決算額
指定管理料	31,603	管理運営費	41,059
利用料金収入	6,887	(人件費を含む)	
その他収入	2,024		
収入合計	40,515	支出合計	41,059

7 名古屋市天白生涯学習センター（所在地：天白区天白町大字島田字黒石4050番地）

(1) 指定管理者の概要

- ・名 称：愛知スイミング・大成共同事業体
- ・代表者名称：株式会社愛知スイミング
- ・代表者所在地：春日井市六軒屋町西三丁目10番地16

(2) 主な指定管理業務

- ① 図書、記録、資料等を利用させること、生涯学習に関する情報を提供すること及び名古屋市天白生涯学習センターの施設を使用させる事業の実施に関する事
- ② 名古屋市天白生涯学習センターの施設の使用の許可に関する事
- ③ 名古屋市天白生涯学習センターの維持管理及び修繕（原形を変ずる修繕及び模様替を除く。）に関する事

(3) 事業状況

区分	平成30年度	令和元年度	令和 2年度
利用件数	4,071件	3,774件	2,880件
利用者数	103,675人	80,593人	52,772人

(注) 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、令和 2年 3月 2日～ 5月31日の間は全館休館し、さらに、体育室は同年 6月 7日、料理室は同年 7月31日まで休室した。

(4) 収支状況（令和 2年度）

（単位：千円、単位未満切り捨て）

収入の部		支出の部	
科 目	決算額	科 目	決算額
指定管理料	24,333	管理運営費	35,111
利用料金収入	9,709	(人件費を含む)	
その他収入	490		
収入合計	34,532	支出合計	35,111

8 名古屋市志段味古墳群歴史の里（所在地：守山区大字上志段味字前山1367番地）

(1) 指定管理者の概要

- ・名 称：しだみの里守グループ
- ・代表者名称：中電興業株式会社
- ・代表者所在地：中区栄二丁目 2番 5号

(2) 主な指定管理業務

- ① 志段味古墳群等の保存及び活用に係る事業等のうち教育委員会が定めるものに関する事
- ② 博物館、図書館、学校、研究所等との連絡及び協力に係る事業のうち教育委員会が定めるものに関する事
- ③ 歴史の里の施設の供用の実施に関する事
- ④ 歴史の里の維持管理及び修繕（原形を変ずる修繕及び模様替を除く。）に関する事

(3) 事業状況

区分	令和元年度	令和 2年度
入館者数	154, 591人	83, 338人

(注) 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、令和 2年 3月 2日～ 6月 1日の間は休館した。

(4) 収支状況（令和 2年度）

（単位：千円、単位未満切り捨て）

収入の部		支出の部	
科 目	決算額	科 目	決算額
指定管理料	112, 114	管理運営費	118, 643
利用料金収入	2, 729	(人件費を含む)	
その他収入	3, 799		
収入合計	118, 643	支出合計	118, 643

第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

第2 監査の対象

環境局（環境局関連事務を担当する区役所及び財政局の課室を含む。）の事務について、次表の課室公所を対象として実施した。なお、新型コロナウイルス感染症への対応を考慮し、区役所のうち保健福祉センター公害対策室及び保健予防課については対象から除外した。

区 分	監 査 実 施 課 室 公 所 名	
環境局	総務課、職員課	
	環境企画部	環境企画課、低炭素都市推進課
	地域環境対策部	地域環境対策課、大気環境対策課、公害保健課、環境科学調査センター
	ごみ減量部	減量推進室、資源化推進室
	事業部	作業課、廃棄物指導課、環境事業所（西、中、南、緑）
	施設部	施設課、処分場、工場課、猪子石工場、富田工場
区役所（港区）	区政部	地域力推進室
財政局	契約部	契約課

第3 監査の着眼点

- 1 環境に関する取組が効率的かつ効果的に実施されているか
- 2 補助事業が効率的かつ効果的に実施されているか
- 3 会計事務が適正に行われているか
- 4 内部統制が十分に機能しているか

第4 監査の実施内容

- 1 実施時期
令和 3年 6月 2日から令和 4年 3月24日まで
- 2 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、対象の課室公所で処理している事務のうち、主として令和 2年 4月 1日から令和 3年 9月30日までに執行された収入、支出、契約、財産管理及び行政運営の各事務並びに現金等の出納保管に関する事務について、書類等突合などを試査により実施し、必要な事項については実査を実施した。

第5 監査結果

上記のとおり監査した限りにおいて、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

今後の事務執行にあたり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施し必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

なお、監査対象とした局が既に措置を講じたものについては、その内容を記載した。

1 指摘

(1) 公用車の自動車検査証の記載事項の変更について（財産管理事務）

道路運送車両法（昭和26年法律第 185号）によると、自動車は有効な自動車検査証の交付を受けているものでなければ、運行の用に供してはならないとされている。この自動車検査証の記載事項の一つに、使用の本拠の位置が定められており、自動車を運行の用に供する場合において拠点として使用し、かつ、点検、整備等自動車の使用を管理する場所とされている。

また、自動車の使用者は、自動車検査証の記載事項について変更があった場合、その事由があった日から15日以内に、当該事項の変更について、国土交通大臣が行う自動車検査証の記入を受けなければならないとされている。

作業課では、環境事業所等に配置されている車両 279台について、自動車検査証の記載事項における変更等の手続を行っている。当該公用車の管理状況を確認したところ、自動車検査証に記載されている使用の本拠の位置と実際の管理場所が異なっている車両が29台見受けられた。

平成29年 9月11日に公表した環境局に対する監査結果においても同様の事例

を指摘したところであり、その後作業課において、手続漏れを無くすためにマニュアルを作成するなど改善を図るよう努めたところではあるが、業務繁忙等を理由に適正な手続が実施されていなかった。

作業課においては、単なる手続の遅れというだけでなく、法令に違反する事例であると重く受け止め、道路運送車両法に基づき自動車検査証の記載事項の変更手続を適正に行われたい。(作業課)

なお、作業課においては、自動車検査証の記載事項の変更手続が完了し、必要な措置が講じられた。

(2) 外部記録媒体の管理について（行政運営事務）

本市では、電子情報の漏えいを防止するため、USBメモリを始めとする外部記録媒体の利用を原則として禁止しており、外部記録媒体を使用しなければ業務遂行が不可能であるなどの相当の理由がある場合には例外的に使用が認められるものの、各局区室で利用基準を定めた上で、その基準に従い適切に取り扱わなければならないとされている。

環境局における外部記録媒体利用基準（以下「利用基準」という。）では、管理簿による外部記録媒体の種類、数等の把握や利用簿による利用者、利用目的等の確認、棚卸し実施状況の記録など、各所属において外部記録媒体を適切に管理・利用するための手続を定めている。

利用基準に基づく外部記録媒体の管理状況について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

- ア 管理簿への記載に漏れがあったもの (南環境事業所)
- イ 廃棄された外部記録媒体について、管理簿への廃棄の旨の記載に漏れがあったもの (緑環境事業所)
- ウ 利用簿への利用の都度の記載に漏れがあったもの (作業課、南環境事業所)
- エ 月に 1 回の棚卸しを適切に行っていなかったもの (地域環境対策課、南環境事業所)

今回の監査において、管理簿や利用簿への記載漏れなど、外部記録媒体の基本的な管理が行われていない事例が見受けられた。各所属においては、利用基

準に従い外部記録媒体を適正に管理されたい。

なお、各所属においては、適正な管理方法に改められ、必要な措置が講じられた。

(3) 機密情報の保護及び管理の方法について（行政運営事務）

名古屋市情報あんしん条例等によると、課、公所その他の組織の長は、当該組織の状況、所掌事務に応じた情報の保護及び管理の方法を定めることとされており、機密情報が記録されている文書その他のものを外部に持ち出す場合等に、情報の漏えいを防ぐために必要な措置を講じなければならないとされている。

これらの規定に基づき、各課室公所における情報の保護及び管理の方法に関する定め（以下「情報に関する定め」という。）を各課室公所長が策定しており、情報に関する定めによると、機密情報が含まれる文書を廃棄する場合は、専用箱に集積し、指定場所で管理の上、廃棄することとされており、機密情報が含まれておらず、かつ、裏面利用のできる文書は、再利用することとされている。

また、機密情報を外部へ持ち出す場合には、機密情報外部持出し等許可簿により許可を受けなければならないとされている。

個人情報等の機密情報の取扱状況について調査したところ、中環境事業所において個人情報が含まれる文書を裏面利用していた事例や個人情報の持出しに際して許可を受けていなかった事例が見受けられた。

中環境事業所においては、情報に関する定めに再度立ち返り、情報保護に対する意識向上に努めるとともに、機密情報を適正に取り扱われたい。

（中環境事業所）

(4) 労働者派遣法に基づく派遣先管理台帳の作成について（行政運営事務）

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）等によると、派遣先は当該派遣就業に関し、派遣先管理台帳を作成し、派遣労働者ごとに労働者派遣法等に定める事項を記載しなければならないとされている。

派遣先は、派遣先管理台帳のうち、労働者派遣法等に定められた事項について、1か月ごとに1回以上、一定の期日を定め、書面等により派遣元事業主に通知しなければならないが、派遣元事業主から請求があったときも、遅滞なく同様に通知するとされている。また、派遣先管理台帳は派遣期間終了後3年間保存することとされている。

令和2年度に労働者派遣契約を締結した事例について調査したところ、猪子石工場が派遣先となっている派遣労働者6名分の派遣先管理台帳が作成されていない事例が見受けられた。

労働者派遣法等に基づき、派遣先管理台帳を作成するとともに、適正に取り扱われたい。(猪子石工場)

なお、猪子石工場においては、派遣先管理台帳が作成され、必要な措置が講じられた。

第6 意見

1 ごみ減量・資源化を支える協働の促進について

本市は、SDGsの理念を踏まえ、持続可能な社会を実現するため、ごみ減量・資源の循環利用、大気や水環境等の保全、自然環境の保全、地球温暖化防止などの取組を進めており、このうち、ごみの減量と資源化の推進については、環境面における総合的な計画である名古屋市環境基本計画を上位計画として、市域内の一般廃棄物の処理についての基本方針等を定めた名古屋市一般廃棄物処理基本計画に基づき、各種施策を実施している。

平成11年2月の「ごみ非常事態宣言」以降、本市は市民・事業者との協働による徹底した分別・リサイクルの取組を進めるとともに、発生抑制の取組を進め、大幅にごみ処理量を減らすことができた。しかしながら、資源分別率は平成20年度に低下に転じ、平成23年度に実施したプラスチック製品の分別区分変更（不燃ごみから可燃ごみへ変更）以降さらに低下し、ごみ処理量は平成22年度以降横ばいの状況が続いている。

令和2年度を目標年度とする第3次名古屋市環境基本計画において、ごみ処理量の目標値は54万トン、資源分別率の目標値は48%とされているが、ごみ処理量や資源分別率の現状を見ると、ごみ処理量は、直近の10年ではおおむね61～62万トンで推移し、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響による事業活動の縮小等により58.8万トンであった（図1参照）。また、資源分別率は低下傾向にあり29.0%であった（図2参照）。第3次名古屋市環境基本計画における指標項目であるごみ処理量と資源分別率で目標値を達成できていない状況であり、より一層の取組の推進が必要となっている。

本市では、ごみ減量を推進するため、分かりやすい・分けやすい分別区分の観点から、分別率の低い「紙製容器包装」と「雑がみ」について一括収集化が検討され、令和2年度に実証実験が実施された。この実証実験において、収集量が増加し、市民からも分別が分かりやすくなったなどの肯定的な意見が得られたため、令和5年度から分別区分が変更され、「紙製容器包装」と「雑がみ」の一括収集が開始される予定である。また、プラスチックに関しては、現在、「プラスチッ

「プラスチック製容器包装」は資源として、「プラスチック製品」は可燃ごみとして区分されているが、令和 3 年 6 月にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和 3 年法律第60号）が公布され、「プラスチック製容器包装」及び「プラスチック製品」を合わせた「プラスチック資源」の市町村による分別収集・再商品化が掲げられたところであり、今後、本市においてもその対応が求められる。

ごみ減量と資源化の取組を進めるにあたっては、かつての「ごみ非常事態宣言」以降培ってきた市民・事業者との協働の更なる促進が不可欠であり、大量生産・大量消費型ライフスタイルから脱却する「もったいない」という意識啓発、環境教育に努め、ごみも資源も元から減らす発生抑制や再使用を推進するとともに、分別・リサイクルの徹底を図り、持続可能な循環型都市の実現に向け、今後も着実に取組を進められたい。

図 1 ごみ処理量の推移

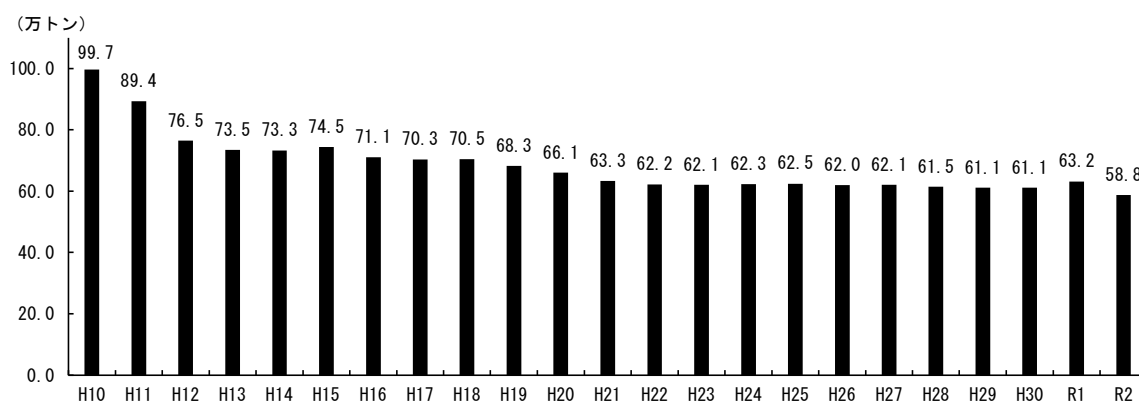
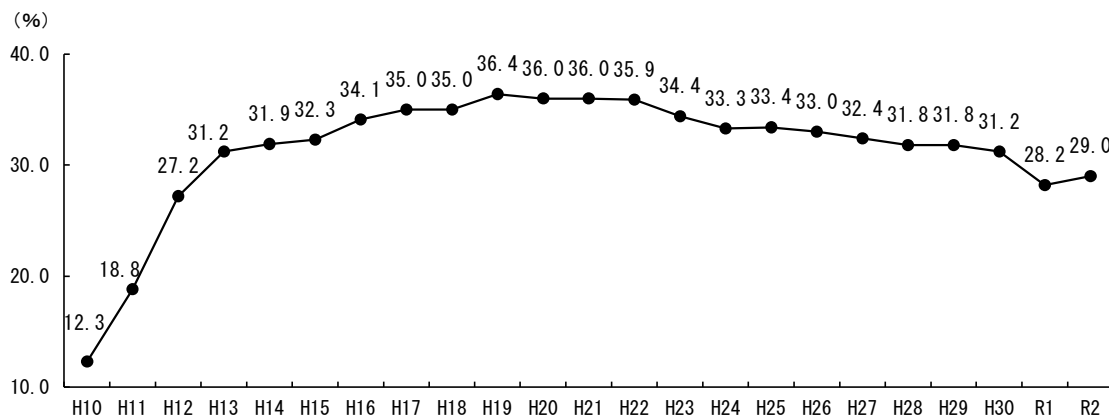


図 2 資源分別率の推移



2 脱炭素社会の実現に向けた取組の推進について

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第 117号。以下「地球温暖化対策推進法」という。）では、国は地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地球温暖化対策計画を定めるとされており、各地方公共団体は、この計画に即して地方公共団体実行計画を策定することとされている。

本市では、地方公共団体実行計画として、2018年に低炭素都市なごや戦略第 2 次実行計画及び名古屋市役所環境行動計画2030を策定しており、2030年度までに基準年度である2013年度比で本市の温室効果ガス排出量を27%、最終エネルギー消費量を14%削減する目標を定め、市民生活・事業活動における省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入拡大等に重点的に取り組むとともに、本市が市民・事業者率先して環境負荷の低減を推進するため、市施設への再生可能エネルギーの導入促進や照明、空調等への高効率機器の導入等の取組を進めているところである。

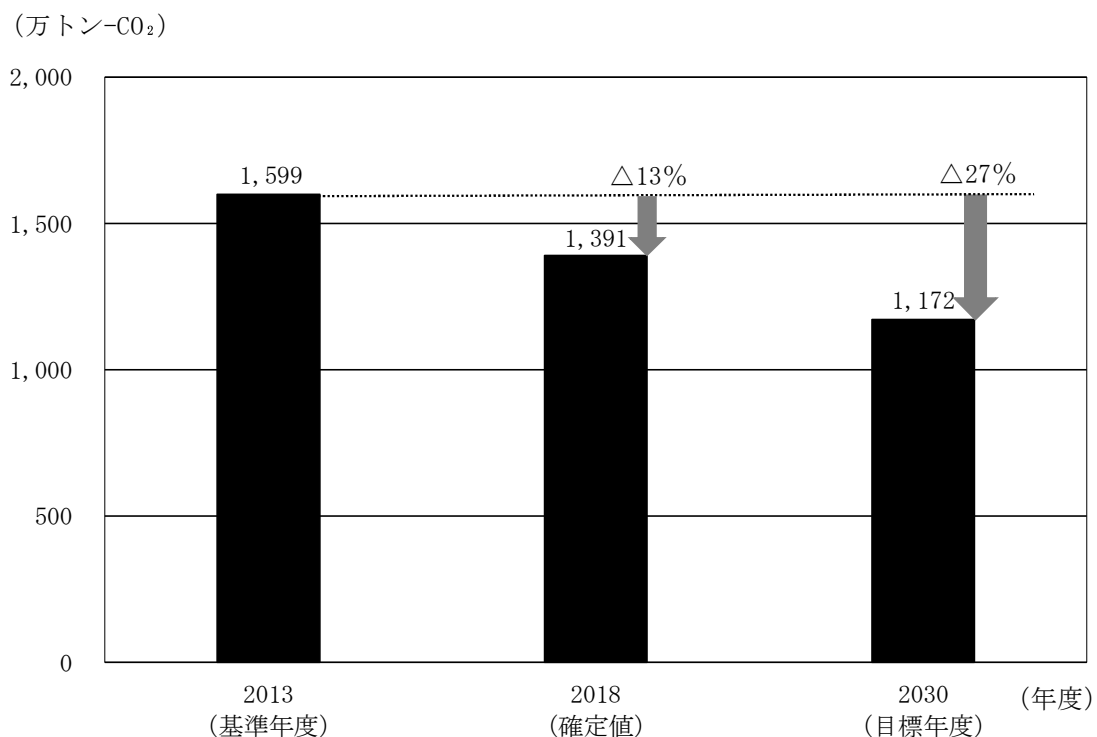
環境局による最新の調査結果によると、本市における2018年度の温室効果ガス排出量は、2013年度比で13%の減少となっている。また、最終エネルギー消費量は、2013年度比で11%減少している。これは気象要因に左右されるところもあるが、環境に配慮した取組による家庭、オフィス・店舗、工場等における電気、燃料使用量の減少や、エコカーの普及によるマイカー、業務用車のガソリン等の使用量の減少などによるものとなっている。

一方、国の動向に目を向けると、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことが宣言され、2030年度に温室効果ガスを2013年度比で46%削減することを目指すこと、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けることが表明された。また、2021年 5月に改正された地球温暖化対策推進法では、2050年の脱炭素社会の実現が基本理念として位置づけられ、同年10月には、新たな削減目標を踏まえて、地球温暖化対策計画が改定されたところである。

この計画の改定を受け、各地方公共団体は国の目標を踏まえた温室効果ガスの削減目標を定め、地方公共団体実行計画の策定を進めるところであるが、国の掲げた高い目標を達成することは決して容易ではない。

本市においても市民・事業者に対する住宅・建築物の低炭素化促進・省エネルギー対策への支援や、市施設における太陽光発電設備設置や再生可能エネルギー100%電力の導入等といったこれまでの取組の延長にとどまらず、まちづくりや産業振興を含め、あらゆる分野において脱炭素を前提とした施策の立案・実施が求められることから、市民・事業者に対する一層の支援強化を検討するとともに、環境局が中心となって関係局と連携し、全市的な脱炭素化に向けた施策の推進に取り組まれない。また、市民・事業者が地球温暖化対策として取り組むべき行動が明確となるようわかりやすい周知・普及啓発に努め、脱炭素社会の実現に向けた取組を進められたい。

本市の温室効果ガス排出量の推移



第1 監査の種類

- 1 財務監査及び行政監査
- 2 財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

第2 監査の対象

1 財務監査及び行政監査

健康福祉局（高齢福祉部関連事務に限る。高齢福祉部関連事務を担当する区役所及び財政局の課室を含む。）の事務について、次表の課を対象として実施した。なお、新型コロナウイルス感染症への対応を考慮し、区役所のうち保健福祉センター保健管理課、健康安全課及び保健予防課については対象から除外した。

区 分	監 査 実 施 課 名	
健康福祉局	高齢福祉部	高齢福祉課、地域ケア推進課、介護保険課
区役所 (千種区、東区、 西区、熱田区、 名東区、天白区)	保健福祉センター福祉部	民生子ども課、福祉課
	支所	山田支所区民福祉課
財政局	契約部	契約課

2 財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

次表の健康福祉局が所管する公の施設の指定管理者及び健康福祉局を対象として実施した。

公の施設	指定管理者	指定管理期間
名古屋市天神山福祉会館	社会福祉法人名古屋市西区 社会福祉協議会	令和 2年 4月 1日 ～令和 7年 3月31日
名古屋市中川福祉会館	こどもNPO・介護サービス さくらコンソーシアム	
名古屋市港福祉会館	港区社協・名古屋おやこ ンソーシアム	
名古屋市鯉城学園	社会福祉法人名古屋市社会 福祉協議会	平成30年 4月 1日 ～令和 5年 3月31日
名古屋市総合社会福祉会館		平成29年 4月 1日 ～令和 5年 3月31日

第3 監査の着眼点

1 財務監査及び行政監査

- (1) 高齢者福祉に関する取組が効率的かつ効果的に実施されているか
- (2) 委託事業及び補助事業が効率的かつ効果的に実施されているか
- (3) 会計事務が適正に行われているか
- (4) 内部統制が十分に機能しているか

2 財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

- (1) 公の施設に係る事業運営は協定に沿って適正に行われているか
- (2) 公の施設の管理に係る会計経理は適正に行われているか
- (3) 公の施設の管理に係る事業報告書及び収支計算書は、適正に作成されているか

第4 監査の実施内容

1 財務監査及び行政監査

(1) 実施時期

令和 3年 6月 2日から令和 4年 3月24日まで

(2) 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、対象の課で処理している事務のうち、主として令和 2年 4月 1日から令和 3年 9月30日までに執行された収入、支出、契約、財産管理及び行政運営の各事務並びに現金等の出納保管に関する事務について、書類等突合などを試査により実施し、必要な事項については実査を実施した。

2 財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

(1) 実施時期

令和 3年 6月 2日から令和 4年 3月24日まで

(2) 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、対象の指定管理者が処理している事務のうち、主として令和 2年 4月 1日から令和 3年 3月31日までに指定管理者が執行した公の施設の管理に係る出納その他の事務について、書類等突合などを試査により実施し、必要な事項については実査を実施した。

また、指定管理者に対する財政援助団体等監査に併せて、健康福祉局所管の事務のうち、公の施設の管理に係る事務の執行について、書類等突合などを試査により実施した。

第5 監査結果

1 財務監査及び行政監査

前記第4の1のとおり監査した限りにおいて、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

今後の事務執行にあたり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施し必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

なお、監査対象とした区が既に措置を講じたものについては、その内容を記載した。

**(1) シルバーハウジング生活援助員派遣事業利用者負担金の債権管理について
(収入事務)**

本市では、高齢者等の生活特性に配慮したバリアフリー化された公営住宅とライフサポートアドバイザー（以下「生活援助員」という。）による日常生活支援サービスの提供を併せて行う、高齢者世話付住宅（以下「シルバーハウジング」という。）の供給事業を実施している。シルバーハウジング生活援助員派遣事業実施要綱によると、シルバーハウジングに入居しようとする者は、生活援助員の派遣に要する費用を負担すること等に対する同意書を提出し、毎月利用料を負担しなければならないとされている。

シルバーハウジング生活援助員派遣事業利用者負担金に係る債権の管理状況について調査したところ、履行期限が経過して未納となっているものについて、文書による催告は年に数回実施しているものの、名古屋市債権管理条例等に定められた期限を指定した督促状の発付を実施していなかった。

地域ケア推進課においては、督促状の発付を確実に実施し、適正な債権管理を行われたい。（地域ケア推進課）

(2) 日常生活用具給付事業の見直しについて（支出事務）

本市では、在宅の高齢者の日常生活の安全を確保するため、電磁調理器等の日常生活用具を給付する事業を行っている。名古屋市高齢者日常生活用具給付事業実施要綱によると、用具の給付を受けようとする者は、名古屋市高齢者日常生活用具取扱業者登録要綱により登録された業者（以下「取扱業者」という。）から収受した見積書を添付した申込書を市長に提出し、給付の決定とともに発行された給付券を取扱業者に渡し用具の給付を受けるとされている。その際、生活保護の被保護世帯等を除いた者については、用具ごとに定められた限度額又は用具の価格のいずれか低い額の10／100に相当する額を負担するとされている。また、電磁調理器の限度額は平成21年度に20,000円に変更されているが、この金額は当時における取扱業者の販売価格を平均して設定されたも

のである。

日常生活用具給付事業における電磁調理器の給付実績について調査したところ、過去 3年の給付実績は表 1のとおりで、令和 2年度は 600件以上の給付があり、当初予算額を超える実績金額となっていた。

表 1 電磁調理器の給付実績

年度	当初予算		実績	
	金額	件数	金額	件数
平成30年度	10,044,000円	607件	7,040,910円	434件
令和元年度	9,567,000円	580件	6,996,204円	429件
令和 2年度	8,100,000円	485件	10,622,734円	626件

また、今回の監査対象区において最も給付件数の多かった同一製品に係る販売価格は、表 2のとおり取扱業者によって大きな開きがあり、全体の給付件数の半数以上が限度額に近い19,001円～20,000円の販売価格となっていた。この要因の一つとして、取扱業者が限度額ありきで販売価格を設定できることが考えられるが、平成21年度以降、高齢福祉課では給付方法や限度額について経済性の観点からの検討を実施していなかった。

表 2 同一製品に係る販売価格帯ごとの取扱業者数及び給付件数

販売価格帯	取扱業者数	給付件数
19,001円～20,000円	7	64件
18,001円～19,000円	0	0件
17,001円～18,000円	1	1件
16,001円～17,000円	15	33件
15,001円～16,000円	5	10件
14,001円～15,000円	5	7件
13,001円～14,000円	2	2件
計	35	117件

(注) 同一の取扱業者であっても、給付事例によって販売価格が異なる場合は別の取扱業者として記載した。

高齢福祉課においては、限られた予算の中でより充実した事業を実施できるよう、他都市の事業内容等も調査した上で、より経済的な給付方法等を検討されたい。

（高齢福祉課）

（3）名古屋市老人クラブ運営補助金について （支出事務）

各区福祉課では、名古屋市老人クラブ運営補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき、老人クラブが実施する社会奉仕活動等の事業を対象として、補助金を交付する事務を行っている。

要綱によると、老人クラブは、交付申請書を提出して概算払で補助金の交付を受けた後、当該年度終了後20日以内に精算報告書を提出しなければならない、各区福祉課は精算報告書を審査して補助金の交付額を確定し、既に交付した金額が確定した額を超えている場合はその差額を返還させることとされている。

また、「老人クラブ運営補助金事務の手引き」（以下「手引き」という。）には、友愛活動や敬老会等の活動や消耗品の購入費等が補助対象となる活動及び経費として例示されている。

名古屋市老人クラブ運営補助金の交付事務について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 交付申請に係る事務

- （ア）補助対象外事業が含まれていたもの
- （イ）手引きで示された上限額（茶菓代は 1人 200円まで等）を超える経費が含まれていたもの

イ 精算報告に係る事務

- （ア）補助対象外事業が含まれていたもの
 - （イ）手引きで示された上限額を超える経費が含まれていたもの
 - （ウ）通信連絡費について実費ではない定額が計上されていたもの
 - （エ）補助対象事業の行事名や参加人数等の記載がない、又は誤っていたもの
- 東区、西区、熱田区、名東区及び天白区福祉課においては、適正な補助金交付事務に努めるとともに、当該事例について精算報告書等を再確認した上で、補助金精算額に誤りがあった事例については対象の老人クラブに対して差額の返還を求められたい。

(東区福祉課、西区福祉課、熱田区福祉課、名東区福祉課、天白区福祉課)

(4) 支出命令事務について（支出事務）

本市では、平成31年 3月より新たな財務会計総合システムが稼働しており、これまで支出命令者等に紙の原本を送付していた請求書等の関係書類について、電子情報化して送付することとなった。

名東区福祉課における支出事務について調査したところ、見積書の日付等を、修正テープを用いて修正を行った後、スキャンして電子情報を作成している事例が散見された。また、修正テープを用いて見積書、納品書及び請求書の日付を翌年度の日付に修正している事例が見受けられ、その修正の経緯について確認したところ、令和 2年度に使用する物品について、誤って令和元年度に購入してしまったため、日付の修正を行ったとのことであった。

財務会計総合システムの再構築により電子決裁による事務の効率化等を図る一方で、直近では令和 3年 5月18日に公表した教育委員会に対する監査結果等において繰り返し指摘しているように、財務会計総合システムの画面上において電子情報の点検を行う場合、紙決裁に比較して視覚的チェックが機能しにくいというリスクがある。また、前年度に納品された物品について、その翌年度のものとして購入の決裁及び支出手続を行うことは、会計年度独立の原則について定めた地方自治法の規定に反するものである。

名東区福祉課においては、職員の法令遵守を徹底し、適正な会計事務を行われたい。また、上司等による確認体制を強化するなど組織的な再発防止策を講じられたい。

(名東区福祉課)

(5) 貸付備品の廃棄について（財産管理事務）

本市が指定管理者等に貸し付けた備品の管理については、貸付備品の管理に関する事務取扱要項（以下「貸付備品要項」という。）にその手続が定められており、不用備品を指定管理者等が廃棄するときは、指定管理者等から写真その他の証拠を添えた証明書を提出させること等により、廃棄したことを確認すると規定されている。

地域包括支援センターの運営事業等の委託契約において、本市が受託業者に

貸し付けた備品の管理状況について調査したところ、地域ケア推進課では、委託先で令和 3年 7月から 8月にかけて廃棄された貸付備品について、写真その他の証拠を添えた証明書の提出を受けておらず、実際に廃棄したことを確認していなかった。これは、令和 3年 2月 9日に貸付備品要項が改正され、貸付備品の廃棄を確認する手続が定められたにもかかわらず、委託契約に反映していなかったことによるものである。

地域ケア推進課においては、適正な契約書類を作成するとともに、貸付備品について廃棄の確認を確実に行われたい。(地域ケア推進課)

(6) 福祉総合情報システムの確認について（行政運営事務）

敬老パスの交付決定や養護老人ホームへの措置等を始めとする本市の福祉事務所等における事務については、福祉総合情報システムによって電子計算機処理が行われており、名古屋市福祉総合情報システム運用管理規程にその運用のため必要な事項が定められている。この規程等によると、システムの利用を行う都度、アクセスログが自動採取され、生活保護情報や国民年金情報等を参照した「福祉連携情報参照状況」及び税情報を参照した「所得情報参照状況」等の特に重要なアクセスログについては、定期的にシステム利用管理責任者である各所属の課長による確認を行うこととなっている。具体的な確認方法としては、原則として課長級の職員がシステムにログインし、システムの画面で前月分の参照状況を当月中に確認することとされている。

参照状況の確認作業の実施状況について調査したところ、高齢福祉課、地域ケア推進課並びに千種区及び名東区福祉課においては、「福祉連携情報参照状況」及び「所得情報参照状況」のいずれについても、毎月の確認を行っていないかった。また、西区福祉課においては、「福祉連携情報参照状況」について確認を行っていたものの、「所得情報参照状況」については確認を行っていないかった。

高齢福祉課、地域ケア推進課並びに千種区、西区及び名東区福祉課においては、システムの不正な利用をけん制し、情報漏えいを防止するため、参照状況の確認を確実に行われたい。

(高齢福祉課、地域ケア推進課、千種区福祉課、西区福祉課、名東区福祉課)

(7) 敬老パス及び敬老手帳に係る交付等の事務について（行政運営事務）

本市では、65歳以上の希望者に対して所得に応じた負担金を徴収し、市営交通機関やゆとりーとライン等を無料で利用することができる敬老パスを交付している。また、65歳以上の者に対して、市立公共施設等の入場料減免の措置が受けられる敬老手帳を交付している。

敬老パス及び敬老手帳に係る事務について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 敬老パスに係る臨時乗車証交付の事務に不備のあるもの

名古屋市敬老パス条例施行細則（以下「敬老パス施行細則」という。）等によると、敬老パス交付申請をした者が65歳に達する日までに当該申請者に敬老パスを交付することが困難であるときは、敬老パス臨時乗車証を交付することができる。

この場合、有効期限は申請者が敬老パス負担金を納付した納付日から30日後となるが、東区福祉課においては、有効期限を65歳到達日から30日後と誤って記載した臨時乗車証を交付していた。（東区福祉課）

イ 敬老パスに係る再交付の事務に不備のあるもの

敬老パス施行細則等によると、敬老パスが届いていないという郵送不着の申出があった場合、手数料を免除して再交付申請を受け付けることとなっている。

この場合、区役所等から依頼を受けた高齢福祉課が日本郵便株式会社へ調査を依頼して、その調査結果を再交付申請書に添付しておくという手順が定められているが、西区福祉課においては、高齢福祉課へ調査依頼を行うことなく、手数料を免除して再交付手続を行っていた。（西区福祉課）

ウ 敬老手帳に係る再交付の事務に不備のあるもの

(ア) 敬老手帳再交付申出書の提出を受けていなかったもの

敬老手帳再交付等実施要領等によると、敬老手帳の喪失により再交付を受けようとするときは、敬老手帳再交付申出書を提出するものとされているが、名東区福祉課においては、これを徴取することなく、敬老手帳を再交付していた。（名東区福祉課）

(イ) 従前の交付番号を引き続き使用していなかったもの

敬老手帳再交付等実施要領等によると、敬老手帳を再交付した場合の交付番号は原則として従前の番号によるものとされているが、天白区福祉課においては、従前の番号の有無にかかわらず、新たな番号によって再交付していた。

(天白区福祉課)

エ 敬老パスに係る返還及び還付の事務に不備のあるもの

敬老パス施行細則等によると、敬老パスの有効期間の始期から 6 か月に満たない期間内において当該敬老パスを返還する場合、既納の負担額の半額を返還することとされており、死亡による返還については、この還付の相手方は相続人となる。

福祉総合情報システムで死亡者と来庁した者の続柄が確認できない場合、戸籍等公簿で相続人となるか否かを確認することとされているが、千種区福祉課においては、口頭で来庁者に続柄を確認し、還付の手続を行っていた。

(千種区福祉課)

千種区、東区、西区、名東区及び天白区福祉課においては、敬老パス及び敬老手帳について、関係規定に従い適正な交付等の事務を行われたい。

なお、各所属においては、敬老パス及び敬老手帳の適正な交付事務について所属内で周知徹底を行っており、必要な措置が講じられた。

(8) 老人福祉施設入居者に係る遺留金品の管理について（行政運営事務）

老人福祉法（昭和38年法律第 133号）においては、65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な者等について、市町村は、必要に応じて民間の老人福祉施設等に入所を委託すること等が定められている。この入所者が死亡した場合において、葬祭を行う者がいないときは、市町村が、入所先の老人福祉施設等にその葬祭を行うことを委託することができることとされており、この場合、死者の遺留の金銭及び有価証券等（以下「遺留金品」という。）を葬祭に要する費用に充てることができることとされている。本市では、当該遺留金品の保管及び管理を行う場合について、老人福祉法第27条による遺留金品取扱要綱（以下「遺留金品要綱」という。）等にその手続が定められている。

遺留金品の管理状況について調査したところ、以下のように、遺留金品要綱等に従った事務処理が行われていない事例が見受けられた。

ア 封筒等に入れ金庫等で保管している遺留金品について、福祉課長による封印がなされていなかったもの (千種区福祉課、名東区福祉課)

イ 歳入歳出外現金の保管金として受け入れ、払い出した遺留金について、歳入歳出外現金出納簿に登載していなかったもの (千種区福祉課)

千種区及び名東区福祉課においては、遺留金品要綱等に従い適正に管理を行われたい。

なお、各所属においては、福祉課長による封印及び歳入歳出外現金出納簿への登載を行うとともに、遺留金品の適正な管理について所属内で周知徹底を行っており、必要な措置が講じられた。

(9) 機密情報の保護及び管理の方法について（行政運営事務）

名古屋市情報あんしん条例等によると、課、公所その他の組織の長は、当該組織の状況、所掌事務に応じた情報の保護及び管理の方法を定めることとされており、機密情報が記録されている文書その他のものを外部に持ち出す場合に、情報の漏えいを防ぐために必要な措置を講じなければならないとされている。

これらの規定に基づき、各課における情報の保護及び管理の方法に関する定め（以下「情報に関する定め」という。）を各課長が策定しており、所管課長があらかじめ許可した機密情報を外部に持ち出す際には、機密情報外部持出し等記録簿に記録し、施錠可能なかばん等を使用することとされている。

機密情報の持出し状況について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 機密情報外部持出し等記録簿に持出しを記録していなかったもの (名東区福祉課)

イ 機密情報を持ち出す際に、施錠可能なかばんを使用していなかったもの (山田支所区民福祉課)

山田支所区民福祉課及び名東区福祉課においては、情報に関する定めに従い、適正に機密情報を取り扱われたい。また、内部統制に係る取組として、「庁外携行時の機密情報の紛失・盗難」を職場における主要な業務リスクとして認識

していたにもかかわらず、情報に関する定めが遵守されず内部統制に対する意識がいまだに浸透していない状況となっていることから、情報に関する定め等に従って適正に機密情報の持出しを行うというリスク対応策を職員一人ひとりに対し周知徹底し、内部統制を有効に機能させるよう努められたい。

2 財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

前記第4の2のとおり監査した限りにおいて、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

（指定管理者に対する指摘について）

所管局においては、指定管理者に対し、今後の事業執行にあたり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施するよう通知し、その内容を確認する等必要な措置を講じられたい。また、所管局において措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

（所管局に対する指摘について）

所管局においては、今後の事務執行にあたり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施し必要な措置を講じられたい。また、所管局において措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

（1）指定管理料の支出について（支出事務）

ア 名古屋市鯉城学園の指定管理料の増額変更について

名古屋市鯉城学園は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため令和2年度は休校となった。その結果、指定管理者が当初見込んでいた利用料収入を得ることができなくなったことを踏まえ、高齢福祉課は、指定管理者との協議により、収入予定額から支出不用額を差し引いた上で新型コロナウイルス対策経費を追加した金額を当初の指定管理料に増額して支出することとした。

指定管理料の増額分について調査したところ、収入予定額の算定において、一般開放利用料等の項目は過去2年の決算額の平均値を用いていたが、当該項目については、令和2年度においても収入があり、その収入額を差し引くべきところ決算額の平均値をそのまま用いて算定していた。

（健康福祉局関係分）

高齢福祉課においては、令和2年度の実際の収入額相当分について返還を受けるよう指定管理者と再度協議を行われたい。

（高齢福祉課）

イ 福祉会館の指定管理料の一部返還事務について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和 2年度において、福祉会館及び老人いこいの家（以下「福祉会館等」という。）は閉館措置や事業の縮小等の対応をとったことから、高齢福祉課では、福祉会館等の管理業務に関する基本協定書に基づき、指定管理料の一部について指定管理者より返還させることとした。返還金額の計算方法については、講師謝金等の報償費の不用額と光熱水費の前年度との差額を合算した金額を返還することとした上で、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のために執行した経費については返還額から差し引くことができるとされており、高齢福祉課は各指定管理者から提出された指定管理料執行状況調べに基づき指定管理料の返還金額の計算を行っている。

指定管理料執行状況調べについて調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

(ア) コロナ対策とは言えない経費が計上されていたもの

（社会福祉法人名古屋市西区社会福祉協議会【名古屋市天神山福祉会館】、こどもNPO・介護サービスさくらコンソーシアム【名古屋市中川福祉会館】）

(イ) 光熱水費の計上が誤っていたもの

（こどもNPO・介護サービスさくらコンソーシアム【名古屋市中川福祉会館】）

（指定管理者分）

社会福祉法人名古屋市西区社会福祉協議会及びこどもNPO・介護サービスさくらコンソーシアムにおいては、本市への提出書類について計上する内容及び金額をよく精査した上で適正に作成されたい。

（健康福祉局関係分）

上記の事例に加えて、名古屋市天白福祉会館において、コロナ対策とは言えない経費が計上されている事例が見受けられた。高齢福祉課においては、各指定管理者に対して返還すべき金額の返還を求めるとともに、適正に提出書類を作成するよう指導されたい。

また、今回の指定管理料の一部返還事務において、各指定管理者から提出された指定管理料執行状況調べを形式的に確認するのみで、領収書等の確認は行っていなかったことから、高齢福祉課においては、すべての福祉会館等において領収書等の確認を行い、指定管理料執行状況調べの内容が適正かどうか審査した上で、指定管理料執行状況調べの内容に誤りがあった場合には返還等の適切な処理を行うとともに、該当の指定管理者に対して適正に提出書類を作成するよう指導されたい。

（高齢福祉課）

（2）指定管理者が購入した備品の帰属について（その他）

本市では、各局室が指定管理者制度を運用する際に遵守すべきルールとして指定管理者制度の運用に関する指針（以下「指定管理者制度運用指針」という。）を定めている。

指定管理者制度運用指針では、市と指定管理者の協議により締結する基本協定書において、指定管理者が購入した備品の帰属、備品の撤去・撤収のための費用分担等の取扱いを明記することとされている。

指定管理者が購入した備品の帰属等に関する条項及び管理状況について調査したところ、以下のとおりであった。

名古屋市鯉城学園の基本協定書及び仕様書によると、指定管理者が管理業務に必要な備品を経年劣化や毀損滅失以外の事由により任意で購入した場合については、「甲（本市）と乙（指定管理者）と協議を行い、乙の責任と費用で撤去、撤収するか、甲に引き継ぐかを決定するものとする」とのみ規定されていた。また、各福祉会館及び名古屋市総合社会福祉会館の基本協定書においても、これと同様の規定がなされているのみであり、いずれも基本協定書等に備品の帰属については明記されておらず、指定管理期間中に購入した備品に損害が発生した場合の責任の所在等が曖昧になっていた。

さらに、令和 2 年度に指定管理者が購入の通知を行った備品について、財務会計総合システムへの登録が行われていなかった。

（健康福祉局関係分）

高齢福祉課及び地域ケア推進課においては、指定管理者が任意で購入した備品の帰属を規定上明確にするとともに、本市に帰属する備品については、財務

会計総合システムへの登録を確実に行われたい。

(高齢福祉課、地域ケア推進課)

第6 意見

1 地域共生社会の実現に向けた取組について

団塊の世代が75歳以上となる2025年には、本市における65歳以上の人口は約60万人、高齢化率は25.7%に達すると推計され、一人暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯、認知症高齢者等の増加が見込まれている。このような状況を踏まえ、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことができる地域共生社会の実現に向けて、本市では、令和3年3月に、第8期の高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画である「はつらつ長寿プランなごや2023」を策定した。この計画に基づき、高齢者が生きがいを持って暮らし、社会において積極的に役割を担い、活躍できるような環境づくりを進めるとともに、住み慣れた地域で、人生の最後まで尊厳をもって自分らしく暮らすことができるよう、地域包括ケアシステムの深化、推進に取り組んでいるところである。

特に近年では、高齢、障害、子育て等の対象別・分野別の制度の狭間にある世帯や、8050問題等の複合的な課題を抱えた世帯といった必要な支援が行き届きにくい世帯に対する包括的な支援体制の整備も重要な課題となっている。これらの課題へ対応するため、令和2年6月に社会福祉法（昭和26年法律第45号）が改正され、各市町村における重層的な支援体制の整備事業が規定されたことから、本市では、各区に包括的な相談支援チームの配置を進めるなど、属性や世代を問わない重層的な相談支援体制の構築にも取り組んでいるところである。

また、地域内のつながりの希薄化が進み、高齢者をはじめとした支援を必要とする人の社会的孤立が問題となっているが、昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により外出機会や人との関わりが減少している状況を鑑みると、早急に取り組まなければならない喫緊の課題と言える。

健康福祉局においては、重層的な相談支援体制の構築を通じて各機関の連携を強化するとともに、行政側から積極的に働きかけるアウトリーチ型支援や継続的に支援し続ける伴走支援を充実させ、支援を必要とする人を孤立させない、誰一人取り残さない地域共生社会の実現に努められたい。

2 名古屋市鯉城学園の管理運営について

名古屋市鯉城学園（以下「鯉城学園」という。）は、高齢者の教養の向上を図り、生きがいを高めるとともに、社会的活動への参加の促進に寄与することを目的として、昭和61年に開学された。平成18年度から指定管理者制度が導入され、現在は社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会が指定管理者として管理運営を行っている。

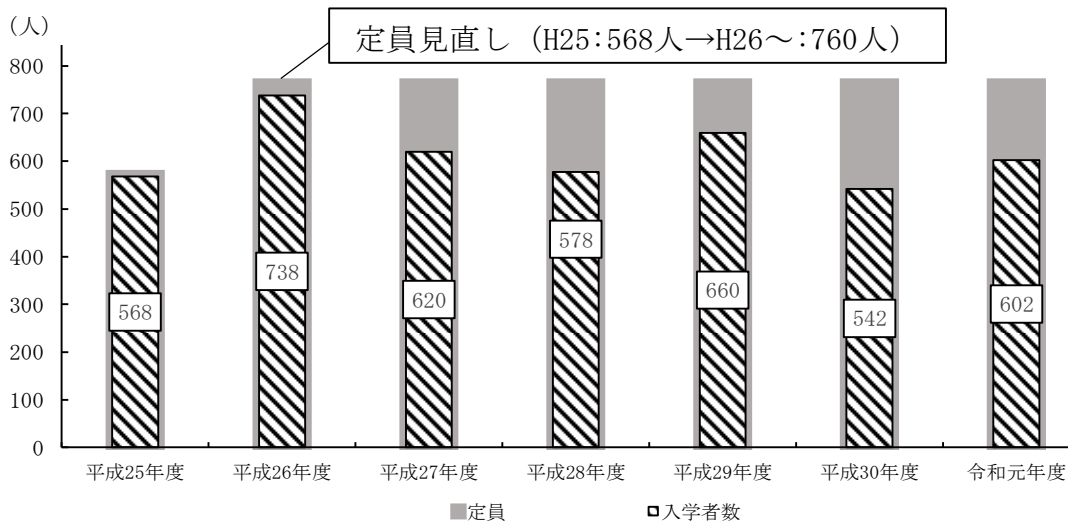
鯉城学園については、平成23年度に実施された行政評価（外部評価）において、市民判定員による判定が「廃止」とされたことから、有識者等で構成される社会福祉審議会に専門分科会を設置して今後のあり方が検討された。その結果、「本市が引き続き事業を実施することが適当であるが、他施設での代替可能性や自己負担額の引き上げ等の様々な問題点や課題が指摘されていることから、事業の継続にあたっては抜本的な見直しをその前提条件とすべき。」との意見具申がなされた。そのため、本市としては、定員の拡大、年額授業料の値上げ等により指定管理料を半減し公費負担を縮減するといった抜本的な見直しを前提に、指定管理者制度に基づく管理運営を継続することとした。

しかし、見直し後の状況について見ると、定員を拡大した初年度の平成26年度こそ定員近くの入学者数となったものの、定年延長等の高齢者雇用の一層の促進や価値観の多様化、高齢化による学生本人の体調不良の問題等の要因により、平成27年度以降は定員割れとなる状況が続き、授業料収入が見込みを下回るようになった結果、利用者負担率は減少傾向となっている。また、鯉城学園の指定管理においては、授業料は利用実費として指定管理者が徴収し、事業の実施に充当することとされており、管理業務に必要な経費から授業料等の収入を差し引いて指定管理料が算出されているが、募集要項において授業料収入の見込みは定員で積算しなければならないとされているため、定員割れに伴い不足する財源は結果的に指定管理者が補填している状況となっている（図 1及び表 3参照）。

指定管理者による補填が継続している現状のままでは、今後も鯉城学園を安定的かつ継続的に運営していくことは厳しい状況であり、次期指定管理者の選定にも影響を与えることが思料されるところである。次期指定管理者の選定が令和 4 年度に実施されることから、健康福祉局においては、鯉城学園の管理運営に係る

指定管理者の収支の改善に向けて、定員や運営経費の見直し等の具体的な方策を早急に検討されたい。

図 1 鯉城学園の定員、入学者数の推移



(注) 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため令和 2年度及び令和 3年度は休校した。

表 3 鯉城学園の指定管理に係る収支状況の推移

(単位：千円、単位未満切り捨て)

区分	H25		H26		H27		H28		H29		H30		R1		R2	
支出 (管理運営経費)	132,351		135,474		138,681		132,627		134,241		135,716		134,535		108,055	
人件費	90,660		80,560		80,889		81,033		77,959		80,279		78,653		74,848	
物件費	41,690		54,914		57,792		51,594		56,281		55,436		55,882		33,207	
収入	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合
	132,351	100%	135,474	100%	138,681	100%	132,627	100%	134,241	100%	135,716	100%	134,535	100%	108,055	100%
指定管理料 (公費負担分)	100,550	76%	78,659	58%	54,949	40%	50,711	38%	52,234	39%	59,219	44%	59,768	44%	94,899	88%
授業料収入等 (利用者負担分)	28,418	21%	47,724	35%	65,044	47%	57,891	44%	59,055	44%	55,731	41%	49,760	37%	0	0%
その他収入	2,151	2%	7,390	5%	8,258	6%	7,465	6%	7,243	5%	6,834	5%	6,874	5%	982	1%
指定管理者 補填分	1,230	1%	1,700	1%	10,429	8%	16,559	12%	15,708	12%	13,931	10%	18,132	13%	12,173	11%

(注) 令和 2年度は休校となったことにより見込んでいた収入が確保できなかったため、年度途中で指定管理料を増額している。

《参考資料》 監査対象の概要

1 名古屋市天神山福祉会館（所在地：西区花の木三丁目18番12号）

(1) 指定管理者の概要

- ・ 名 称：社会福祉法人名古屋市西区社会福祉協議会
- ・ 所 在 地：西区花の木二丁目18番 1号

(2) 主な指定管理業務

- ① 生活相談及び健康相談等の事業の実施等に関すること
- ② 老人福祉センターの利用許可に関すること
- ③ 老人福祉センターの維持管理及び修繕（原型を変ずる修繕及び模様替を除く。）に関する
こと

(3) 事業状況

区分	平成30年度	令和元年度	令和 2年度
延べ利用者数	49,910人	45,943人	1,933人

（注）新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、令和 2年 3月 2日～ 6月30日の間、同年 8月11日～11月 1日の間及び令和 3年 1月15日～ 2月28日の間は閉館した。

(4) 収支状況（令和 2年度）

（単位：千円、単位未満切り捨て）

収入の部		支出の部	
科 目	決算額	科 目	決算額
指定管理料	33,759	管理運営費 (人件費を含む)	31,355
収入合計	33,759	支出合計	31,355

2 名古屋市中川福祉会館（所在地：中川区八幡本通 2丁目40番地）

(1) 指定管理者の概要

- ・名 称：こどもNPO・介護サービスさくらコンソーシアム
- ・代表者名称：特定非営利活動法人こどもNPO
- ・代表者所在地：緑区乗鞍 2丁目1717

(2) 主な指定管理業務

- ① 生活相談及び健康相談等の事業の実施等に関すること
- ② 老人福祉センターの利用許可に関すること
- ③ 老人福祉センターの維持管理及び修繕（原型を変ずる修繕及び模様替を除く。）に関する
こと

(3) 事業状況

区分	平成30年度	令和元年度	令和 2年度
延べ利用者数	44,344人	37,746人	2,816人

（注）新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、令和 2年 3月 2日～ 6月30日の間、同年 8月11日～11月 1日の間及び令和 3年 1月15日～ 2月28日の間は閉館した。

(4) 収支状況（令和 2年度）

（単位：千円、単位未満切り捨て）

収入の部		支出の部	
科 目	決算額	科 目	決算額
指定管理料	34,175	管理運営費 (人件費を含む)	33,505
収入合計	34,176	支出合計	33,505

3 名古屋市港福祉会館（所在地：港区寛政町 7丁目28番地）

(1) 指定管理者の概要

- ・名 称：港区社協・名古屋おやこコンソーシアム
- ・代 表 者 名 称：社会福祉法人名古屋市港区社会福祉協議会
- ・代表者所在地：港区港楽二丁目 6番32号

(2) 主な指定管理業務

- ① 生活相談及び健康相談等の事業の実施等に関すること
- ② 老人福祉センターの利用許可に関すること
- ③ 老人福祉センターの維持管理及び修繕（原型を変ずる修繕及び模様替を除く。）に関する
こと

(3) 事業状況

区分	平成30年度	令和元年度	令和 2年度
延べ利用者数	40,656人	35,790人	5,383人

（注）新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、令和 2年 3月 2日～ 6月30日の間、同年 8月11日～11月 1日の間及び令和 3年 1月15日～ 2月28日の間は閉館した。

(4) 収支状況（令和 2年度）

（単位：千円、単位未満切り捨て）

収入の部		支出の部	
科 目	決算額	科 目	決算額
指定管理料	36,308	管理運営費 (人件費を含む)	32,083
収入合計	36,308	支出合計	32,083

4 名古屋市鯉城学園（所在地：中区栄一丁目23番13号）

(1) 指定管理者の概要

- ・名 称：社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会
- ・所 在 地：北区清水四丁目17番 1号

(2) 主な指定管理業務

- ① 学園を一般の利用に供すること
- ② 学園の施設の使用の許可に関する事
- ③ 学園の施設の使用料の徴収に関する事
- ④ 学園の維持管理及び修繕（原型を不ずる修繕及び模様替を除く。）に関する事

(3) 事業状況

区分	平成30年度	令和元年度	令和 2年度
入学者数（定員： 760人）	542人	602人	—

（注）新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため令和 2年度は休校した。

(4) 収支状況（令和 2年度）

（単位：千円、単位未満切り捨て）

収入の部		支出の部	
科 目	決算額	科 目	決算額
指定管理料 その他収入	94, 899 982	管理運営費 （人件費を含む）	108, 055
収入合計	95, 882	支出合計	108, 055

5 名古屋市総合社会福祉会館（所在地：北区清水四丁目17番 1号）

(1) 指定管理者の概要

- ・ 名 称：社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会
- ・ 所 在 地：北区清水四丁目17番 1号

(2) 主な指定管理業務

- ① 会館を一般の利用に供すること
- ② 会館の施設の使用の許可に関する事
- ③ 会館の施設の使用料の徴収に関する事
- ④ 会館の維持管理及び修繕（原形を变ずる修繕及び模様替を除く。）に関する事

(3) 事業状況

区分	平成30年度	令和元年度	令和 2年度
会議室等利用件数	3,478件	3,432件	2,516件
会議室等利用延人数	59,422人	57,633人	25,120人

（注）新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、令和 2年 4月10日～ 5月31日の間は臨時休館した。

(4) 収支状況（令和 2年度）

（単位：千円、単位未満切り捨て）

収入の部		支出の部	
科 目	決算額	科 目	決算額
指定管理料	28,334	管理運営費 （人件費を含む）	27,538
収入合計	28,334	支出合計	27,538

第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

第2 監査の対象

交通局（工事）

第3 監査の着眼点

1 共通の着眼点

(1) 設計について

設計基準などに基づき、適正に設計図書（設計書、仕様書、図面）が作成されているかなど

(2) 積算について

積算基準などに基づき、適正な単価及び歩掛りを適用して予定価格が積算されているかなど

(3) 施工について

設計図書どおり施工されているかなど

(4) 検査について

適正に検査が行われているかなど

2 特に注意する着眼点

(1) 安全や事故防止等に配慮した設計及び工事監理がされているか

(2) 施設の機能が果たせるよう適切な維持管理がされているか

第4 監査の実施内容

1 実施時期

令和 3年 9月 1日から令和 4年 3月25日まで

2 実施方法

今回の監査では、交通局における令和元年10月 1日から令和 3年 9月30日までに完了及び同日時点で継続中の工事及び委託を次表のとおり抽出し、名古屋市監査委員監査基準に基づき、書類等突合、実査等を行った。

区分	件数			金額		
	監査対象 (件)	抽出 (件)	抽出率 (%)	監査対象 (百万円)	抽出 (百万円)	抽出率 (%)
工事	878	85	9.7	30,278	7,848	25.9
委託	1,138	13	1.1	13,797	650	4.7

第5 監査結果

前記第4のとおり監査した限りにおいて、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

今後の事務執行にあたり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施し必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

なお、監査対象とした局が既に措置を講じたものについては、その内容を記載した。

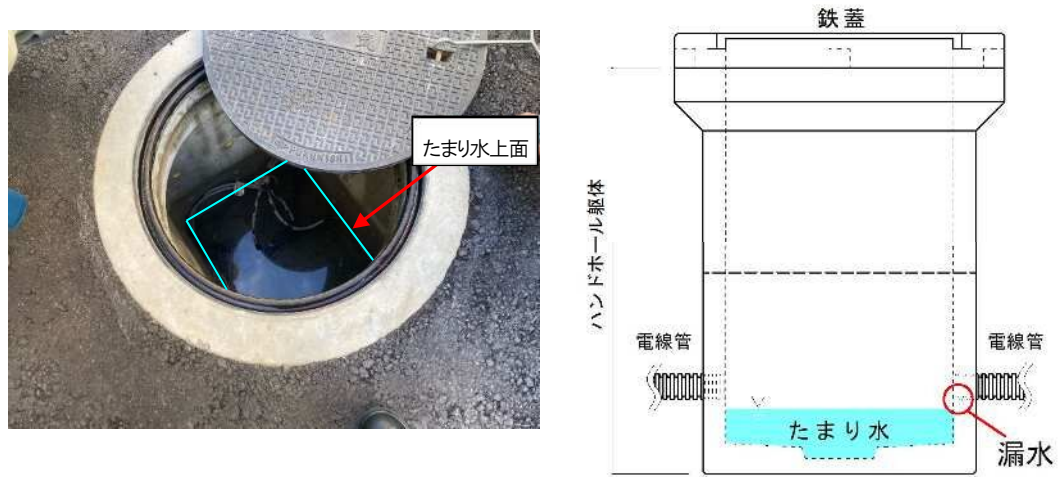
1 指摘

(1) 電線管路のハンドホールの設計について（設計）

市営バス事業の工事施工及び公的基準に関する事項については、名古屋市交通局自動車施設課の土木工事仕様書によるもののほか、名古屋市緑政土木局が定める土木工事標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）に準じて行うものとしている。標準仕様書では、ハンドホール^(注)について、大きさ及び構造は、設計図書に示すとおりとし、車両その他の重量物の圧力に耐え、かつ、水が浸入しにくい構造でなければならないとしている。

「熱田バス回転場（仮称）新設工事（舗装工事）」では、回転場内に設置する照明への電線を引込むために地中電線管路を敷設し、ハンドホールを設置する工事を行っていた。設計図書でハンドホールの仕様を確認したところ、バスの回転場内に設置する施設であったにもかかわらず、小型乗用車までの荷重に対応する鉄蓋を設置する設計となっていた。また、施工状況について確認したところ、設計のとおり小型乗用車までの荷重に対応する鉄蓋を設置しており、

車両その他の重量物の圧力に耐える構造となっていなかった。さらに、ハンドホールと電線管の接続部の止水処理が不十分であったことから、漏水が発生し、水が浸入しにくい構造となっていなかった。



たまり水の状況

当該ハンドホールについては、安全な構造となるよう適切な措置を講じられたい。また、今後は、施設の設計、施工においては、安全で長期間の使用に耐えうる構造となるような設計とし、その施工監理についても適切に実施するよう努められたい。

なお、ハンドホールと電線管の接続部の漏水については、指摘に基づき令和3年12月に標準仕様書のとおり、水が浸入しにくい構造となるよう是正を行った。
(自動車施設課)

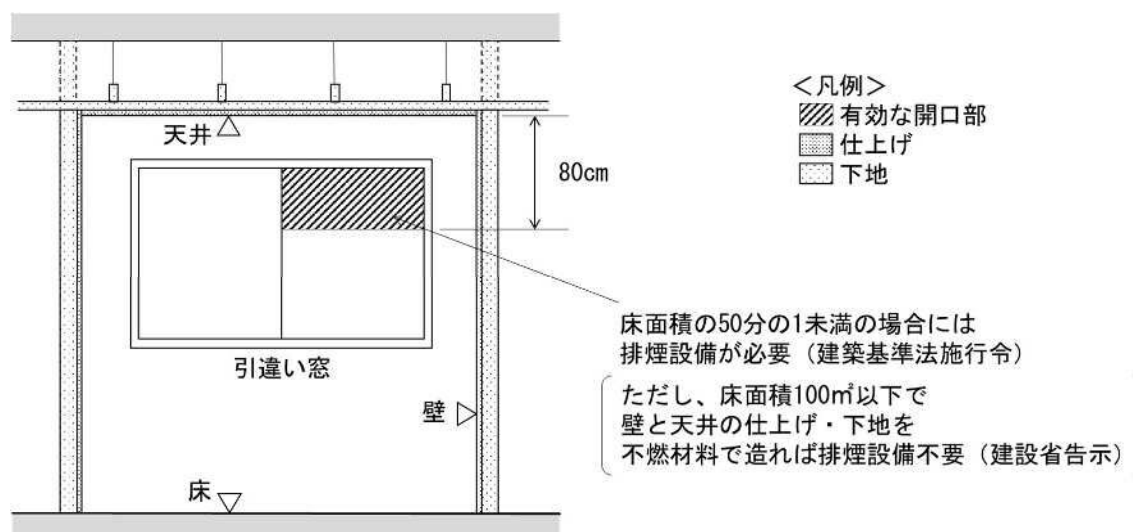
(注) ハンドホール

地中管路におけるケーブルの挿入や撤去、保守・点検等を行うために中継用として地中に設ける枠で、人が入ることを想定しないもの。

(2) 排煙設備に関する法令の不適合について（設計）

建築基準法施行令（昭和25年政令第 338号）では、開放できる窓その他の開口部（天井又は天井から下方80センチメートル以内の距離にある部分に限る。）の面積の合計が、当該居室（^{注1}）の床面積の50分の1未満の居室（以下「排煙無窓居室」という。）には、排煙設備を設けなければならないと定めて

いる。ただし、「床面積が 100平方メートル以下で、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料^(注 2)でし、かつ、その下地を不燃材料で造った居室」については、国土交通大臣が定めるものとして、排煙設備の設置を免除できると定めている。（火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分定める件（平成12年建設省告示第1436号））



排煙設備の設置が必要となる居室の例

「緑営業所の老朽化対策工事（建築工事）」では、事務所棟の改修工事を行っていたが、このうち仮眠室については、既存の一室を間仕切り壁で分割して新設し、床面積10平方メートル程度の広さで窓がなく排煙無窓居室となっていた。設計図書を確認したところ、仮眠室には排煙設備を設けておらず、かつ、天井の室内に面する部分の仕上げに準不燃材料^(注 3)を使用することとしており、法令に適合しない設計となっていた。また、施工状況について確認したところ、設計図書どおりとなっており、法令に適合しない状態となっていた。

当該仮眠室においては、法令に適合するよう是正されたい。また、今後、改修工事を実施する場合は、関係法令に適合することを十分確認し、適切な設計を行われたい。（営繕課）

（注 1）居室

居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室

(注 2) 不燃材料

通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後二十分間有害な損傷等を生じない建築材料

(注 3) 準不燃材料

通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後十分間有害な損傷等を生じない建築材料

第6 意 見

建築主事の審査を要しない改修工事における法令遵守について

交通局では、地下鉄駅構内のリニューアル、バス停留所施設の整備・改修など利用者の利便性を高める工事のほか、地下鉄構造物の耐震補強や老朽化した施設の改修など、安全・安心な公共交通とする工事を行っている。

今回の監査の結果、排煙設備に関する法令に適合していない事例が見受けられた。建築基準法（昭和25年法律第 201号）では、法で定める大規模な修繕などを行う場合は、工事に着手する前に建築主事に対して計画通知を提出する必要がある、建築基準法などの関係法令に適合しているか審査を受けることとなっている。一方、今回指摘を行った工事のように、改修工事の多くは計画通知の提出が不要で、建築主事の審査を受ける必要がないため、設計者において関係法令に適合しているか、より慎重に確認することが求められる。今回のような法令に適合しない設計のまま施工した場合は、地震や火災等が発生した時に、被害が拡大する原因となりかねない。

交通局においては、各職員が関係法令の一層の理解に努め、法令に適合する設計を行った上で、組織として十分に確認を行い、安全な施設の設計に努められたい。

第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

第2 監査の対象

観光文化交流局（工事）

（観光文化交流局関連事務を担当する財政局の課を含む。）

第3 監査の着眼点

1 共通の着眼点

（1）設計について

設計基準などに基づき、適正に設計図書（設計書、仕様書、図面）が作成されているかなど

（2）積算について

積算基準などに基づき、適正な単価及び歩掛りを適用して予定価格が積算されているかなど

（3）施工について

設計図書どおり施工されているかなど

（4）検査について

適正に検査が行われているかなど

2 特に注意する着眼点

（1）安全や事故防止等に配慮した設計及び工事監理がされているか

（2）法令等を遵守した適切な設計及び工事監理がされているか

第4 監査の実施内容

1 実施時期

令和 3年 9月 1日から令和 4年 3月25日まで

2 実施方法

今回の監査では、観光文化交流局における令和 2年10月 1日から令和 3年 9月 30日までに完了及び同日時点で継続中の工事及び委託を次表のとおり抽出し、名古屋市監査委員監査基準に基づき、書類等突合、実査等を行った。

区分	件数			金額		
	監査対象 (件)	抽出 (件)	抽出率 (%)	監査対象 (百万円)	抽出 (百万円)	抽出率 (%)
工事	135	29	21.5	49,133	44,066	89.7
委託	101	6	5.9	1,979	100	5.1

第5 監査結果

前記第4のとおり監査した限りにおいて、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

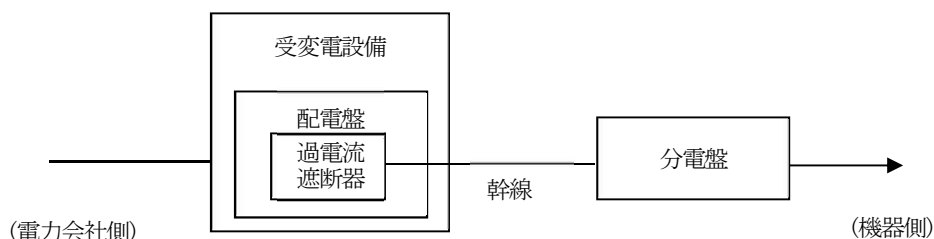
今後の事務執行にあたり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施し必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

なお、監査対象とした局が既に措置を講じたものについては、その内容を記載した。

1 指摘

低圧幹線の施工について（施工）

電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9年通商産業省令第52号）では、電気設備の異常時の保護対策など電気設備の保安上必要な技術基準を定めている。その具体的事項を示した電気設備の技術基準の解釈（以下「技術基準の解釈」という。）では、低圧幹線（以下「幹線」という。）を敷設する場合、幹線を保護する過電流遮断器（ブレーカ）の定格電流は、幹線の許容電流以下とすることを定めている。



幹線系統図の一例

「国際展示場第 3 展示館分電盤設置工事」では、温水洗浄便座設置に伴い過電流遮断器を増設し、幹線と分電盤を新設する工事を行っていた。新設した幹線及び増設した過電流遮断器を確認したところ、幹線は許容電流が 69 アンペアであるケーブルを使用し、幹線を保護する過電流遮断器には定格電流が 75 アンペアのものを使用しており、幹線の許容電流よりも大きくなっていた。

今後同様な施工にあたっては、技術基準の解釈に適合した施工とするよう局内に周知されたい。

なお、当該工事の過電流遮断器については、指摘に基づき令和 4 年 1 月に技術基準の解釈に適合するよう是正を行った。(MICE推進室)

第6 意見

名古屋城天守閣整備事業等の着実な推進について

観光文化交流局では、再建から約60年が経過した名古屋城天守閣について、設備の老朽化や耐震性の確保などへの対応や特別史跡名古屋城跡の本質的価値をより広く内外に発信することを目的とする、名古屋城天守閣整備事業を進めている。

この事業は、多額の資金と時間、高度な技術などを要することから、市民の理解はもとより、文化庁、有識者により構成される特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議、工事関係者などとの円滑な調整と十分な意思疎通を図った上で、着実に事業を推進していく必要がある。

特別史跡名古屋城跡では、令和 2年 3月に名古屋城重要文化財等展示収蔵施設の外構工事において石列をき損する事故が発生した。さらに同年10月に発生した名古屋城の石垣のき損 2件にあっては、文化財保護法に定められたき損届の提出が遅延した。観光文化交流局では、これらは市政への信頼を揺るがす重大な事案と受け止め、信頼回復に向け令和 2年 6月に再発防止対策をとりまとめ、令和 3年 4月にはこれを改訂し、同様な事案が再び発生することがないように組織をあげて取り組んでいるところである。この再発防止対策では、組織間の意思疎通と役割分担の明確化やチェック機能の強化、き損届提出の判断基準の明確化など、設計から施工までの各段階における対策を構築している。

今回監査した限りにおいては、名古屋城に関連する工事及び委託について指摘すべき事案は見受けられなかったが、特別史跡名古屋城跡は国民の貴重な財産であり、市民からの信頼のもと、事業の目的や意義、重要性を組織として共有し、名古屋城天守閣整備事業はじめ特別史跡名古屋城跡の保存活用について組織一丸となって取り組み、着実に事業を推進されたい。

第1 監査の種類等

1 監査の種類

財務監査及び行政監査

2 監査の趣旨

本監査は、各局室区における事務の執行に関し、これらに共通する問題を考察することを目的に、特定のテーマについて、全市横断的な視点から監査を実施した。

3 監査のテーマ

「図書の購入及び管理について」

各局室区においては、業務に関係する多くの図書を継続して購入しているが、その購入及び保有並びに利用実態については、これまで全庁的には把握されていない。また、現在では、インターネットで容易に法令等の検索や情報収集が可能となっており、図書購入の必要性の再検討や既に保有している図書の有効活用を図ることが必要であると考えられる。そこで、図書の適切な購入や経費削減、保有図書の利用促進に資することを目的として、本テーマを選定した。

第2 監査の対象

全局室区が所有する図書のうち、以下のものを対象とした。

(1) 追録図書（令和元年度時点で保有しているもの）

(2) 定期刊行物（令和元年度に購入したもの）

追録図書	法令の改正や事例の追加等により台本 ^(※) の記載内容に変更があった場合に、該当する部分を追録として差し替えることができる加除式の図書 (法令集、判例集、通知集、提要、要覧、手引等) (※) 台本…追録図書の元になる原本のこと。記載内容に変更があった場合これに対し追録を行う。
定期刊行物	日刊、週刊、月刊、季刊、年刊等の定期的に発行される出版物 (新聞(一般紙・専門紙)、雑誌、年鑑、年報、白書、法令集、判例集、通達集、問答集、手引、ハンドブック、解説、六法、地図等)

(注) 紙媒体に限らず、CD・DVD等、電子書籍、インターネット上の有料検索サービスを含む。

ただし、学校・幼稚園については、教育目的のものは調査対象から除外し、教職員の知見を広げる目的のものは調査対象とした。また、令和 2年度末に廃止された病院局については、調査対象から除外した。

第3 監査の着眼点

- 1 図書の購入目的は明確か
- 2 図書の保管方法・場所は適切か
- 3 図書の利用は効率的に行われているか
- 4 図書の管理は適正に行われているか

第4 監査の実施内容

1 実施時期

令和 2年11月 5日から令和 4年 3月25日まで

2 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、職員の業務用として購入している図書のうち、継続して購入している追録図書と定期刊行物について、図書の形態、購入開始年度、利用頻度、保管場所及び共同利用の状況等を全庁的に調査し、質問及び分析的手続により監査を実施した。

第5 監査結果

1 追録図書

(1) 購入及び保有状況

追録図書については、本市全体で 1,353件（1,373部）あり、令和元年度の追録分^(注)年間費用の総額は、4,067万円余であった。その保有状況の内訳を局室区別に示すと、表 1のとおりであった。

なお、農業委員会事務局及び市会事務局には、調査対象となる追録図書はなかった。

（注）追録分…追録図書の台本の記載内容に変更があり、差し替えする部分。

表 1 追録図書の局室区別保有状況

区分	件数	保有部数	追録分年間費用
	件	部	円
会計室	7	7	122,691
防災危機管理局	3	3	95,807
市長室	2	2	52,702
総務局	26	28	552,622
財政局	72	75	4,364,087
スポーツ市民局	17	17	313,295
経済局	14	17	228,155
観光文化交流局	4	4	46,410
環境局	23	23	433,143
健康福祉局	119	122	4,053,828
子ども青少年局	10	10	1,583,610
住宅都市局	119	120	2,029,802
緑政土木局	94	94	5,236,732
上下水道局	117	117	4,052,880
交通局	45	45	2,183,931
消防局	47	48	1,163,204
千種区	17	17	673,002
東区	15	15	597,938
北区	17	17	771,522
西区	27	28	953,743
中村区	27	27	680,619
中区	14	14	647,197
昭和区	14	14	564,800
瑞穂区	13	13	580,598
熱田区	18	18	577,572
中川区	25	25	872,716
港区	18	18	843,382
南区	14	14	653,921
守山区	23	23	1,076,002
緑区	25	29	830,403
名東区	11	12	573,999
天白区	11	11	558,606
選挙管理委員会事務局	5	5	233,429
監査事務局	3	3	363,077
人事委員会事務局	2	2	104,248
教育委員会	21	21	622,925
教育委員会（学校・幼稚園）	314	315	1,379,169
合計	1,353	1,373	40,671,767

（注） 1つの課室公所が同じ図書を複数部保有している場合、件数は 1件とした。

形態別に保有状況を示すと、表 2のとおりであった。

表 2 形態別保有状況

区分	件数	割合
	件	%
紙媒体	1,345	99.4
CD・DVD等	4	0.3
電子書籍	2	0.1
インターネット上の有料検索システム	2	0.1
合計	1,353	100

ほとんどの追録図書は紙媒体で保有しており、電子情報で保有しているものは全体の中でわずかである。

購入開始年度（台本を購入した年度又は初回の追録加除日）については、表 3のとおりであった。

表 3 購入開始年度

区分	件数	割合
	件	%
令和元年度	11	0.8
平成27～30年度	61	4.5
平成22～26年度	28	2.1
平成21年度以前	1,045	77.2
わからない	208	15.4
合計	1,353	100

購入開始年度について、最も多いものは「平成21年度以前」で 1,045件、次いで「わからない」が 208件あった。長く継続して購入しているものが多いこ

とが分かる。

追録分の購入状況は、表 4のとおりであった。

表 4 追録分の購入状況（令和元年度）

区分	件数	割合
	件	%
購入している	875	64.7
購入していない	478	35.3
合計	1,353	100

「購入していない」の中には、令和元年度に追録分の発行がなかったもの75件も含まれる。

追録分を購入していない追録図書 478件について、実際の利用状況は、表 5のとおりであった。

表 5 追録分を購入していない追録図書の利用状況

区分	件数	割合
	件	%
利用している	163	34.1
利用していない	315	65.9
合計	478	100

追録分の購入はしていないが、台本は利用しているものが 163件あり、この中には追録分が廃刊になったものや予算の関係で購入をやめたものが含まれている。こうした図書の利用については、古い法令等の情報を参考とすることで、業務を誤ることがないように注意されたい。

また、追録分を購入しておらず利用もしていないものが 315件あるが、こう

した図書については、図書の適正な管理や保有スペースの有効活用の観点から、廃棄処分を含めて検討されたい。

以降は、令和元年度に追録分を購入している追録図書 875件についての集計・分析結果である。

(2) 利用頻度

利用頻度は、表 6のとおりであった。

表 6 利用頻度

区分	件数	割合
	件	%
ほぼ毎日	72	8.2
週に数回	172	19.7
月に数回	297	33.9
年に数回	293	33.5
利用していない	31	3.5
その他	10	1.1
合計	875	100

「ほぼ毎日」から「月に数回」利用するものは61.8%、比較的利用頻度の低い「年に数回」は33.5%であった。

(3) 必要性の検討状況

追録図書購入の必要性の検討状況は、表 7のとおりであった。

表 7 必要性の検討状況

区分	件数	割合
	件	%
検討を行っている	331	37.8
検討を行っていない	544	62.2
合計	875	100

必要性の「検討を行っていない」と回答のあった 544件について、その主な理由は、表 8のとおりであった。

また、「検討を行っている」と回答のあった 331件について、その検討時期は、表 9のとおりであった。

表 8 必要性の検討を行っていない主な理由

区分	件数	割合
	件	%
必要性が明らかなため	507	93.2
特に理由はない	33	6.1
その他	4	0.7
合計	544	100

表 9 必要性の検討時期

区分	件数	割合
	件	%
毎年度の予算要求時に検討	85	25.7
数年ごとに検討	118	35.6
今回の調査を機に検討	79	23.9
その他	49	14.8
合計	331	100

必要性の検討時期については、「毎年度の予算要求時に検討」、「数年ごとに検討」を合わせると61.3%であった。また、「今回の調査を機に検討」が23.9%であり、今回の監査が必要性の検討の機会となったことがうかがえる。

(4) 保管状況

保管場所については、表10のとおりであった。

表10 保管場所

区分	件数	割合
	件	%
執務スペース内の書庫等	835	95.4
執務スペース外の書庫等	32	3.7
職員個人の机等	4	0.5
その他	4	0.5
合計	875	100

保有リストの作成状況は、表11のとおりであった。

表11 保有リストの作成状況

区分	件数	割合
	件	%
作成している	189	21.6
作成していない	686	78.4
合計	875	100

(5) 共同利用

共同利用^(注)の状況は、表12のとおりであった。

(注) 共同利用…保有する課室公所に加えて、他課室公所の職員も図書を利用すること。

表12 共同利用状況

区分	件数	割合
	件	%
共同利用を行っている	239	27.3
共同利用を行っていない	636	72.7
合計	875	100

「共同利用を行っている」と回答のあった 239件について、共同利用する追録図書を共同利用相手方へ周知する方法は、表13のとおりであった。

表13 共同利用相手方への周知方法

区分	件数	割合
	件	%
保有リストを庁内ネットワーク等で公開している	54	22.6
その他の方法で周知している	48	20.1
特に周知はしていない	137	57.3
合計	239	100

共同利用相手方への周知方法について、「保有リストを庁内ネットワーク等で公開している」、「その他の方法で周知している」は、合わせて42.7%であった。一方、「特に周知はしていない」は57.3%であり、これについては、共同利用可能であることを周知することで、一層の有効活用が期待される。

(6) インターネット版の利用状況

紙媒体等で保有している追録図書について、インターネット版（有償含む。以下同じ。）利用の可否状況は、表14のとおりであった。

表14 インターネット版利用の可否状況

区分	件数	割合
	件	%
利用できる	213	24.5
一部利用できる	8	0.9
利用できない	411	47.2
わからない	239	27.4
合計	871	100

(注) 合計（871件）は、追録分を購入している追録図書（875件）のうち、形態が電子書籍（2件）及びインターネット上の有料検索システム（2件）を除いたものである。

インターネット版が「利用できる」は 213件、「一部利用できる」は 8件あり、合わせて25.4%であった。

インターネット版を「利用できる」又は「一部利用できる」と回答のあった221件について、実際のインターネット版利用状況は、表15のとおりであった。

表15 インターネット版利用状況

区分	件数	割合
	件	%
利用している	108	48.9
利用していない	113	51.1
合計	221	100

「利用していない」と回答のあった 113件について、その主な理由は、表16のとおりであった。

表16 インターネット版を利用していない主な理由

区分	件数	割合
	件	%
紙媒体等より費用がかかるため	23	20.4
紙媒体等に比べて閲覧しにくい	65	57.5
検討したことがない	22	19.5
その他	3	2.7
合計	113	100

2 定期刊行物

(1) 購入及び保有状況

定期刊行物については、本市全体で 6,284件（8,700部）あり、令和元年度の年間費用の総額は、1億2,372万円余であった。その購入状況の内訳を局室区別に示すと、表17のとおりであった。

表17 定期刊行物の局室区別購入状況

区分	件数	購入部数	年間費用
	件	部	円
会計室	15	15	912,931
防災危機管理局	12	12	222,234
市長室	21	47	2,579,578
総務局	120	129	3,321,335
財政局	82	255	4,318,083
スポーツ市民局	167	173	2,159,694
経済局	61	64	1,560,470
観光文化交流局	10	10	420,636
環境局	149	211	4,100,232
健康福祉局	487	1,959	12,552,958
子ども青少年局	122	139	3,111,353
住宅都市局	295	440	5,465,981
緑政土木局	225	323	5,619,219
上下水道局	504	611	13,208,023
交通局	145	249	2,384,472
消防局	46	63	2,585,969
千種区	16	16	239,207
東区	17	17	317,094
北区	20	21	423,091
西区	25	33	497,892
中村区	12	12	317,154
中区	20	31	551,230
昭和区	15	19	314,822
瑞穂区	15	15	197,755
熱田区	23	26	524,353
中川区	22	25	422,224
港区	14	14	328,799
南区	15	15	237,659
守山区	23	24	387,835
緑区	16	21	328,831
名東区	6	14	240,834
天白区	11	11	269,050
農業委員会事務局	17	17	159,831
選挙管理委員会事務局	55	75	539,880
監査事務局	12	12	242,964
人事委員会事務局	13	13	343,977
教育委員会	113	138	2,454,550
教育委員会（学校・幼稚園）	3,334	3,393	49,687,941
市会事務局	9	38	173,744
合計	6,284	8,700	123,723,885

（注） 1つの課室公所が同じ図書を複数部保有している場合、件数は1件とした。

形態別に保有状況を示すと、表18のとおりであった。

表18 形態別保有状況

区分	件数	割合
	件	%
紙媒体	6,245	99.4
CD・DVD等	29	0.5
電子書籍	1	0.0
インターネット上の有料検索システム	9	0.1
合計	6,284	100

ほとんどの定期刊行物は紙媒体で保有しており、追録図書と同様に、電子情報で保有しているものは全体の中でわずかである。

購入開始年度について、表19のとおりであった。

表19 購入開始年度

区分	件数	割合
	件	%
令和元年度	129	2.1
平成27～30年度	144	2.3
平成22～26年度	118	1.9
平成21年度以前	2,325	37.0
わからない	3,568	56.8
合計	6,284	100

購入開始年度について、最も多いものは「わからない」で3,568件、次いで「平成21年度以前」が2,325件あった。追録図書と同様に、長く継続して購入しているものが多いことが分かる。

(2) 利用頻度

利用頻度は、表20のとおりであった。

表20 利用頻度

区分	件数	割合
	件	%
ほぼ毎日	1,597	25.4
週に数回	1,227	19.5
月に数回	2,431	38.7
年に数回	770	12.3
利用していない	156	2.5
その他	103	1.6
合計	6,284	100

利用頻度については、「月に数回」が2,431件あり最も多く、次いで「ほぼ毎日」が1,597件、「週に数回」が1,227件の順であった。なお、「ほぼ毎日」から「月に数回」利用するものは、83.6%であった。

(3) 必要性の検討状況

定期刊行物購入の必要性の検討状況は、表21のとおりであった。

表21 必要性の検討状況

区分	件数	割合
	件	%
検討を行っている	2,046	32.6
検討を行っていない	4,238	67.4
合計	6,284	100

必要性の検討については、「検討を行っていない」が 4,238件で、「検討を行っている」と回答のあった 2,046件の約 2倍となっていた。

必要性の「検討を行っていない」と回答のあった 4,238件について、その主な理由は、表22のとおりであった。

また、「検討を行っている」と回答のあった 2,046件について、その検討時期は、表23のとおりであった。

表22 必要性の検討を行っていない主な理由

区分	件数	割合
	件	%
必要性が明らかなため	4,008	94.6
特に理由はない	175	4.1
その他	55	1.3
合計	4,238	100

表23 必要性の検討時期

区分	件数	割合
	件	%
毎年度の予算要求時に検討	1,269	62.0
数年ごとに検討	514	25.1
今回の調査を機に検討	52	2.5
その他	211	10.3
合計	2,046	100

必要性の検討時期については、「毎年度の予算要求時に検討」、「数年ごとに検討」を合わせると87.1%であり、追録図書（61.3%）に比べて定期的に見直す割合が高くなっていた。

(4) 保管状況

保管場所については、表24のとおりであった。

表24 保管場所

区分	件数	割合
	件	%
執務スペース内の書庫等	5,233	83.3
執務スペース外の書庫等	525	8.4
職員個人の机等	268	4.3
その他	258	4.1
合計	6,284	100

保有リストの作成状況は、表25のとおりであった。

表25 保有リストの作成状況

区分	件数	割合
	件	%
作成している	262	4.2
作成していない	6,022	95.8
合計	6,284	100

(5) 共同利用

共同利用の状況は、表26のとおりであった。

表26 共同利用状況

区分	件数	割合
	件	%
共同利用を行っている	652	10.4
共同利用を行っていない	5,632	89.6
合計	6,284	100

「共同利用を行っている」と回答のあった 652件について、共同利用する定期刊行物を共同利用相手方へ周知する方法は、表27のとおりであった。

表27 共同利用相手方への周知方法

区分	件数	割合
	件	%
保有リストを庁内ネットワーク等で公開している	23	3.5
その他の方法で周知している	344	52.8
特に周知はしていない	285	43.7
合計	652	100

共同利用相手方への周知方法について、保有リストの公開など何らかの方法で周知しているものが56.3%と、追録図書（42.7%）に比べて高い割合となっていた。

(6) インターネット版の利用状況

紙媒体等で購入している定期刊行物についてのインターネット版利用の可否状況は、表28のとおりであった。

表28 インターネット版利用の可否状況

区分	件数	割合
	件	%
利用できる	893	14.2
一部利用できる	36	0.6
利用できない	3,609	57.5
わからない	1,736	27.7
合計	6,274	100

(注) 合計（6,274件）は、定期刊行物全体（6,284件）のうち、形態が電子書籍（1件）及びインターネット上の有料検索システム（9件）を除いたものである。

インターネット版が「利用できる」は893件、「一部利用できる」は36件あり、合わせて14.8%であった。

インターネット版を「利用できる」又は「一部利用できる」と回答のあった929件について、実際のインターネット版利用状況は、表29のとおりであった。

表29 インターネット版利用状況

区分	件数	割合
	件	%
利用している	78	8.4
利用していない	851	91.6
合計	929	100

「利用していない」と回答のあった851件について、その主な理由は、表30のとおりであった。

表30 インターネット版を利用していない主な理由

区分	件数	割合
	件	%
紙媒体等より費用がかかるため	201	23.6
紙媒体等に比べて閲覧しにくい	329	38.7
検討したことがない	288	33.8
その他	33	3.9
合計	851	100

第6 その他

1 購入の必要性について

図書の購入開始年度について、「平成21年度以前」と回答のあったものが、追録図書は 1,045件、定期刊行物は 2,325件あり、どちらも長く継続して購入している傾向があることが分かった。

また、図書購入における必要性の検討を行っているものは、追録図書では37.8%、定期刊行物では32.6%にとどまっていた。検討を行っていない主な理由として、大半の図書は必要性が明らかであると判断しているためであるが、「特に理由はない」と回答しているものも一部見受けられた。

購入開始時にはその必要性について十分検討されているが、その後は購入が慣例化してしまうことが十分考えられる。理由なく検討をしていないものはもちろんであるが、必要性が明らかであると考ええる図書についても、業務を取り巻く環境の変化等に伴って、その図書の必要性が薄れていることはないか、予算編成の時期等を捉えて定期的に確認されたい。

2 保有図書の更なる有効活用

図書に関する保有リストについて、「作成していない」ものが、追録図書では78.4%、定期刊行物では95.8%であり、大半の図書について保有リストを作成していないことが今回の調査で明らかになった。

保有リストを作成することで、異動者など職場の図書の配置に不慣れな職員でも関係図書の検索が容易になるとともに、今まで図書を利用していなかった職員も活用する機会が増えることにつながると考えられる。

また、他課室公所との共同利用を行っている場合でも、保有図書の周知が不十分であると思われるものが見受けられた。図書の保有リストを作成するとともに、その保有リストを他課室公所と共有することなどにより、図書の更なる有効活用に努められたい。

3 インターネット等の活用

紙媒体等で保有している図書のインターネット版利用については、「利用できる」又は「一部利用できる」もののうち、追録図書で51.1%、定期刊行物で91.6%が、インターネット版を利用していなかった。利用していない主な理由としては、「紙媒体等に比べて閲覧しにくいため」が追録図書・定期刊行物ともに最も多い回答であった。

また、インターネット版利用について利用できるか「わからない」とした回答も一定数あるとともに、利用を「検討したことがない」という回答も見受けられた。

新型コロナウイルス感染症の影響もあり、本市でもテレワーク等の柔軟な働き方が推進される中、庁舎内外を問わず情報収集できるインターネット版の図書を利用するメリットは以前に比べて大きくなっている。庁内ネットワークからインターネットを利用する際、これまでは処理速度が遅いなど使いづらさがあったが、現在は利用環境の改善が図られている。

インターネット版の図書は、テレワークでも活用することができ、検索機能を有するなど利便性に優れている面もあることから、費用対効果を考慮しつつ、その活用について検討されたい。

第1 監査の種類

財政援助団体等監査（出資団体監査）

第2 監査の対象

名古屋食肉市場株式会社

（事務所所在地：港区船見町 1番地の39）

経済局

第3 監査の着眼点

- 1 会計経理は適正に行われているか
- 2 経費節減の取組みは十分に行われているか
- 3 債務超過解消に向けた取組みは適切に行われているか
- 4 市の補助金は補助目的に沿って適正に執行されているか

第4 監査の実施内容

1 実施時期

令和 3年 8月 5日から令和 4年 3月25日まで

2 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、主として令和 2年 4月 1日から令和 3年 3月31日までに執行された名古屋食肉市場株式会社（以下「名食」という。）の出納その他の事務について、書類等突合などを試査により実施し、必要な事項については実査を実施した。

また、名食に対する財政援助団体等監査に併せて、経済局所管の事務のうち、名食に対する事務の執行について、書類等突合などを試査により実施した。

第5 団体の概要

経済局所管の出資団体である名食は、旧名古屋市中央卸売市場高畑市場の開設に伴い昭和33年 8月に設立され、平成19年 2月の名古屋市中央卸売市場南部市場（以下「南部市場」という。）開設に伴い現所在地に移転している。

その設立目的は、南部市場において卸売の業務を行い、生鮮食料品等の取引の

適正化と流通の円滑化に寄与するところにある。

名食の資本金は 4億 8,000万円であり、そのうち本市の出資額は 2億 3,600万円である。

主な事業内容は、①家畜の荷受及び販売、②枝肉及び部分肉・輸入肉の受託又は買付け並びに販売などである。

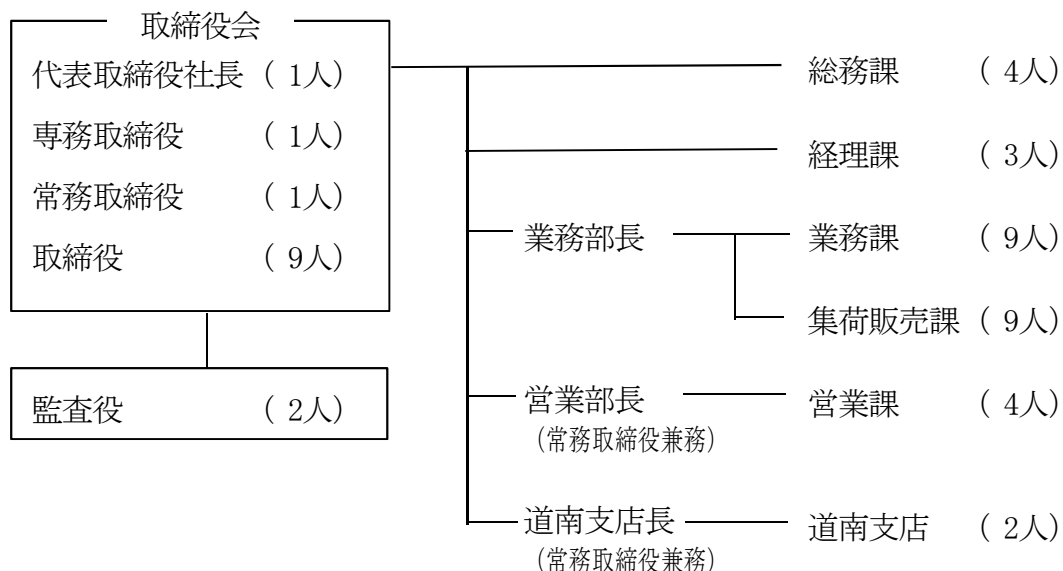
これらの事業を運営するため、取締役会及び監査役が置かれており、従業員数は32人（常務取締役が兼務する営業部長、道南支店長を除く。嘱託員等 6人を含む。）となっている。機構及び従業員配置状況は、次図のとおりである。

また、令和 2年度において、本市は名食に対して、卸売業者特別集荷促進事業等に対する補助金として 2億 5,966万円を交付している。

（注） 文中では万円未満の端数を切り捨て、表中では千円未満の端数を切り捨て、比率は実数により計算し計数ごとに小数点以下第 2位を四捨五入した。したがって、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

機構図

（令和 3年 3月31日現在）



1 事業状況

名食の各取扱品目の取扱高の推移は、表 1のとおりである。

表 1 取扱高の推移

区 分		平成30年度	令和元年度	令和 2年度
南 部 市 場		千円	千円	千円
	牛 枝 肉	8,625,350	7,390,713	6,788,073
		(9,055頭)	(7,956頭)	(7,680頭)
	豚 枝 肉	7,538,005	6,090,307	6,848,877
		(217,295頭)	(172,137頭)	(177,348頭)
	国産牛部分肉	3,423,411	3,408,550	3,055,523
	国産豚部分肉	85,465	102,751	119,425
	輸入牛部分肉	1,247,326	1,140,399	1,211,253
	輸入豚部分肉	180,660	194,074	188,884
	副 産 物	562,106	477,444	244,163
	そ の 他	398,504	335,962	293,409
	小計	22,060,829	19,140,204	18,749,610
道 南 市 場	牛 枝 肉	3,448,437	3,503,066	3,177,960
		(7,126頭)	(7,376頭)	(7,141頭)
	副 産 物	126,491	128,843	84,358
	小計	3,574,928	3,631,910	3,262,319
計		25,635,758	22,772,114	22,011,930

2 決算状況

令和元年度及び令和 2年度の比較損益計算書及び比較貸借対照表は、表 2及び表 3のとおりである。

表 2 比較損益計算書

令和元年度 平成31年 4月 1日～令和 2年 3月31日

令和 2年度 令和 2年 4月 1日～令和 3年 3月31日

科 目	令和 2年度	令和元年度	比較増△減	前年度 対比
	千円	千円	千円	%
売上高	5,692,028	6,243,410	△551,381	91.2
売上高	5,100,119	5,643,967	△543,848	90.4
受託販売手数料	591,909	599,442	△7,533	98.7
売上原価	4,998,701	5,543,965	△545,263	90.2
期首商品棚卸高	15,207	13,773	1,434	110.4
当期商品仕入高	5,009,811	5,545,399	△535,588	90.3
期末商品棚卸高	26,317	15,207	11,110	173.1
売上総利益	693,327	699,444	△6,117	99.1
販売費及び一般管理費	551,066	580,441	△29,374	94.9
営業利益	142,260	119,003	23,256	119.5
営業外収益	444,276	476,706	△32,430	93.2
受取利息及び配当金	2,010	20,015	△18,004	10.0
雑収入	10,466	7,648	2,818	136.8
補助収入	259,660	280,078	△20,418	92.7
家賃収入	28,800	28,800	—	100
と畜場使用料収入	143,338	140,164	3,174	102.3
営業外費用	433,398	452,452	△19,054	95.8
支払利息	33,299	40,911	△7,612	81.4
補助収入対象集荷対策費	231,684	235,789	△4,105	98.3
と畜場使用料	143,338	140,142	3,195	102.3
営業外減価償却費	17,923	15,659	2,263	114.5
営業外公租公課	2,448	6,014	△3,566	40.7
その他営業外費用	4,705	13,935	△9,230	33.8
経常利益	153,138	143,257	9,881	106.9
特別利益	13,619	12,771	848	106.6
貸倒引当金戻入	13,619	12,771	848	106.6
特別損失	51	—	51	皆増
固定資産除却損	51	—	51	皆増
税引前当期純利益	166,705	156,028	10,677	106.8
法人税等	52,460	48,310	4,150	108.6
当期純利益	114,245	107,718	6,527	106.1

表 3 比較貸借対照表

令和元年度 令和 2年 3月31日現在
令和 2年度 令和 3年 3月31日現在

資 産 の 部				
科 目	令和 2年度	令和元年度	比較増△減	前年度 対比
	千円	千円	千円	%
流動資産	2,851,852	2,775,997	75,854	102.7
現金	3,114	756	2,357	411.7
預金	1,242,746	1,155,958	86,788	107.5
売掛金	836,952	805,532	31,419	103.9
商品	26,317	15,207	11,110	173.1
貯蔵品	738	1,244	△505	59.4
前払費用	1,418	2,284	△866	62.1
未収収益	807	1,040	△233	77.6
短期貸付金	750,000	800,000	△50,000	93.8
未収金	3,000	3,071	△71	97.7
仮払金	—	276	△276	皆減
未収消費税	—	4,242	△4,242	皆減
貸倒引当金	△13,244	△13,619	375	97.2
固定資産	198,741	201,780	△3,038	98.5
(有形固定資産)	(165,584)	(168,231)	(△2,647)	(98.4)
建物	98,877	109,186	△10,309	90.6
構築物	15,701	17,826	△2,124	88.1
機械及び装置	18,787	24,159	△5,371	77.8
車両運搬具	0	0	—	100
工具器具備品	432	864	△432	50.0
土地	16,195	16,195	—	100
建設仮勘定	15,590	—	15,590	皆増
(無形固定資産)	(1,076)	(1,468)	(△391)	(73.3)
電話加入権	421	421	—	100
ソフトウェア	654	1,046	△391	62.6
(投資その他の資産)	(32,080)	(32,080)	(—)	(100)
子会社株式	27,000	27,000	—	100
出資金	30	30	—	100
開設者保証金	5,000	5,000	—	100
差入保証金	50	50	—	100
資産合計	3,050,593	2,977,777	72,815	102.4

負 債 の 部				
科 目	令和 2年度	令和元年度	比較増△減	前年度 対比
	千円	千円	千円	%
流動負債	3,516,999	3,572,994	△55,995	98.4
受託販売未払金	167,455	142,328	25,127	117.7
荷主預り金	46,846	43,197	3,649	108.4
買掛金	191,090	168,340	22,749	113.5
短期借入金	2,966,668	3,116,668	△150,000	95.2
未払金	35,375	17,813	17,562	198.6
未払法人税等	34,156	17,360	16,796	196.8
未払消費税等	10,463	—	10,463	皆増
未払費用	50,597	53,053	△2,455	95.4
預り金	2,695	2,496	198	108.0
仮受金	320	327	△7	97.8
賞与引当金	11,330	11,410	△80	99.3
固定負債	361,078	346,513	14,565	104.2
預り保証金	325,951	314,773	11,177	103.6
退職給付引当金	26,261	23,879	2,382	110.0
役員退職慰労引当金	8,866	7,860	1,006	112.8
負債合計	3,878,077	3,919,507	△41,430	98.9
純 資 産 の 部				
株主資本	△827,484	△941,730	114,245	87.9
(資本金)	(480,000)	(480,000)	(—)	(100)
(利益剰余金)	(△1,307,484)	(△1,421,730)	(114,245)	(92.0)
利益準備金	3,000	3,000	—	100
(その他利益剰余金)	(△1,310,484)	(△1,424,730)	(114,245)	(92.0)
役員退職積立金	3,500	3,500	—	100
別途積立金	9,600	9,600	—	100
繰越利益剰余金	△1,323,584	△1,437,830	114,245	92.1
純資産合計	△827,484	△941,730	114,245	87.9
負債・純資産合計	3,050,593	2,977,777	72,815	102.4

第6 監査結果

前記第4のとおり監査した限りにおいて、特に指摘すべき事項はなかった。

第7 意見

経営健全化方針に基づく名食への指導・監督について

名食の財務状況を見ると、経営改善計画に基づく経営努力に加え、補助金や民間借入金に対する損失補償等の本市による財政支援もあり、平成19年度以降は毎年度当期純利益を計上し、債務超過額は平成18年度をピークに減少が続いている（表 4を参照）。

しかしながら、牛豚の感染症や全国的な飼養頭数の減少等による取扱頭数の減少により、名食が経営改善計画において目標としていた平成31年度の債務超過解消は困難な状況にあることから、平成31年 2月に本市が策定した名食に係る経営健全化方針及び令和 2年 1月に名食が変更した経営改善計画において、債務超過解消の目標年度を令和 7年度に変更したところである。

平成30年に東海地方を中心に発生したCSF（豚熱）の影響や他市場との競争の激化等により、取扱頭数が更に減少する（表 5を参照）など、名食を取り巻く経営環境は厳しい状況にある。

所管局である経済局においては、経営健全化方針に基づき、経営改善に向けた名食の取組みが着実に実施されるよう進捗状況を継続的に把握し、必要な指導・監督を行われたい。

表 4 名食の当期純利益及び債務超過額の推移

区 分	平成 18年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
当期純利益	億円 △2.0	億円 1.0	億円 1.1	億円 1.8	億円 1.0	億円 1.1
債務超過額	△33.7	△13.5	△12.3	△10.4	△9.4	△8.2

（注） 千万円未満の端数を切捨て

表 5 名食の取扱頭数の推移

区 分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和 2年度
南部 市場	牛枝肉	頭 9,735	頭 9,199	頭 9,055	頭 7,956	頭 7,680
	豚枝肉	206,960	211,703	217,295	172,137	177,348
道南 市場	牛枝肉	7,189	7,187	7,126	7,376	7,141

第1 監査の種類

財政援助団体等監査（出資団体監査）

第2 監査の対象

公益財団法人名古屋食肉公社

（事務所所在地：港区船見町 1番地の39）

経済局

第3 監査の着眼点

- 1 会計経理は適正に行われているか
- 2 経費節減の取組みは十分に行われているか
- 3 市の補助金は補助目的に沿って適正に執行されているか

第4 監査の実施内容

1 実施時期

令和 3年 8月 5日から令和 4年 3月25日まで

2 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、主として令和 2年 4月 1日から令和 3年 3月31日までに執行された公益財団法人名古屋食肉公社（以下「食肉公社」という。）の出納その他の事務について、書類等突合などを試査により実施し、必要な事項については実査を実施した。

また、食肉公社に対する財政援助団体等監査に併せて、経済局所管の事務のうち、食肉公社に対する事務の執行について、書類等突合などを試査により実施した。

第5 団体の概要

経済局所管の出資団体である食肉公社は、平成 6年 5月に財団法人として設立され、平成19年 2月の名古屋市中央卸売市場南部市場（以下「南部市場」という。）開設に伴い現所在地に移転している。その後、平成25年 3月に公益法人制度に基づく公益財団法人に移行し、現在に至っている。

その設立目的は、南部市場において、と畜解体処理に関する事業等を行い、安全で衛生的な食肉の安定供給を図るとともに、食肉の安全衛生に係る普及啓発活動を通じて、広く公衆衛生の向上を図るところにある。

食肉公社の基本財産は 1億 520万円であり、そのうち本市の出えん額は 8,957万円である。

主な事業内容は、①食肉の安定供給確保のためのと畜解体及び枝肉の冷蔵保管事業、②食肉の安全衛生向上に係る普及啓発事業などである。

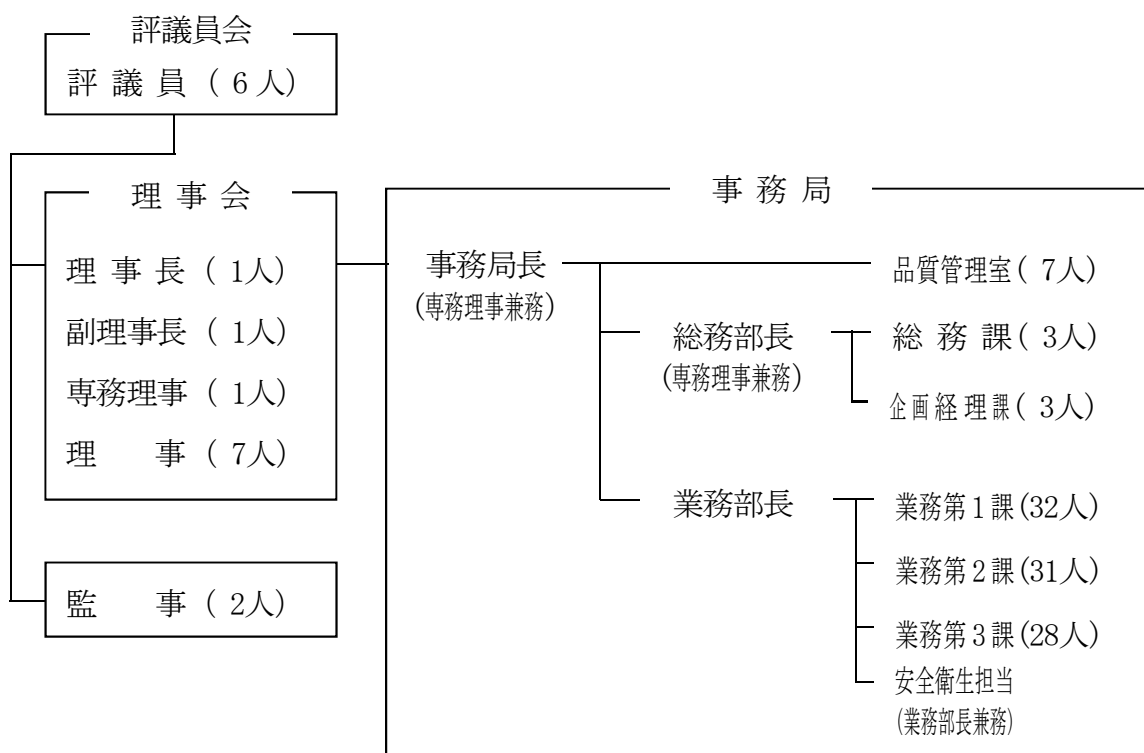
これらの事業を運営するため、評議員会、理事会、監事及び事務局が置かれており、職員数は 105人（専務理事が兼務する事務局長、総務部長を除く。嘱託員等24人を含む。）となっている。機構及び職員配置状況は、次図のとおりである。

また、令和 2年度において、本市は食肉公社に対して、と畜解体事業及び食肉低温流通事業等に対する補助金として 2億 5,807万円を交付している。

（注） 文中では万円未満の端数を切り捨て、表中では千円未満の端数を切り捨て、比率は実数により計算し計数ごとに小数点以下第 2位を四捨五入した。したがって、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

機構図

（令和 3年 3月31日現在）



1 事業状況

(1) と畜解体及び枝肉の冷蔵保管事業

南部市場内のと畜場に搬入された牛及び豚について、と畜解体処理を行うとともに、枝肉の冷蔵保管業務を行っている。牛及び豚等のと畜頭数の推移は、表 1のとおりである。

表 1 牛及び豚等のと畜頭数の推移

区 分	平成30年度	令和元年度	令和 2年度
	頭	頭	頭
牛	8,400	7,362	7,076
豚・仔牛	217,498	172,148	177,460

(2) 食肉の安全衛生向上に係る普及啓発事業

消費者に対し、南部市場をPRするとともに、消費者の食肉流通に対する理解を深め、食肉の消費拡大を図る普及啓発活動を行っている。

2 決算状況

令和元年度及び令和 2年度の比較正味財産増減計算書及び比較貸借対照表は、表 2及び表 3のとおりである。

表 2 比較正味財産増減計算書

令和元年度 平成31年 4月 1日～令和 2年 3月31日
 令和 2年度 令和 2年 4月 1日～令和 3年 3月31日

科 目	令和 2年度	令和元年度	比較増△減	前年度 対比
	千円	千円	千円	%
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
事業収益	783,551	639,972	143,578	122.4
管理受託料	137,709	136,426	1,282	100.9
受取補助金	258,072	210,447	47,625	122.6
雑収益	20,643	2,884	17,759	715.7
経常収益計	1,199,977	989,731	210,246	121.2
(2) 経常費用				
事業費	1,114,319	1,004,675	109,644	110.9
管理費	936	1,145	△208	81.8
経常費用計	1,115,256	1,005,820	109,435	110.9
当期経常増減額	84,720	△16,089	100,810	—
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	—	—	—	—
(2) 経常外費用				
経常外費用計	1,250	1,570	△320	79.6
当期経常外増減額	△1,250	△1,570	320	79.6
当期一般正味財産増減額	83,470	△17,659	101,130	—
一般正味財産期首残高	70,558	88,218	△17,659	80.0
一般正味財産期末残高	154,029	70,558	83,470	218.3
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	—	—	—	—
指定正味財産期首残高	105,200	105,200	—	100
指定正味財産期末残高	105,200	105,200	—	100
III 正味財産期末残高	259,229	175,758	83,470	147.5

表 3 比較貸借対照表

令和元年度 令和 2年 3月31日現在
令和 2年度 令和 3年 3月31日現在

科 目	令和 2年度	令和元年度	比較増△減	前年度 対比
	千円	千円	千円	%
I 資産の部				
1. 流動資産				
現金預金	63,543	80,782	△17,238	78.7
未収金	85,695	92,609	△6,913	92.5
貯蔵品	7,834	3,877	3,956	202.0
短期貸付金	—	19	△19	皆減
前払費用	4,341	4,487	△146	96.7
流動資産合計	161,415	181,776	△20,360	88.8
2. 固定資産				
(1) 基本財産				
預金	105,200	105,200	—	100
基本財産合計	105,200	105,200	—	100
(2) 特定資産				
特定費用積立金	24,000	16,000	8,000	150.0
資産取得資金	4,338	2,892	1,446	150.0
特定費用積立金	78,000	—	78,000	皆増
特定資産合計	106,338	18,892	87,446	562.9
(3) その他の固定資産				
建物附属設備	811	—	811	皆増
機械装置	233	934	△700	25.0
工具器具備品	845	—	845	皆増
ソフトウェア	394	0	394	39,468,000.0
電話加入権	24	24	—	100
保証金	822	25	796	3,224.1
その他の固定資産合計	3,131	983	2,147	318.3
固定資産合計	214,669	125,076	89,593	171.6
資産合計	376,085	306,852	69,233	122.6

科 目	令和 2年度	令和元年度	比較増△減	前年度 対比
Ⅱ 負債の部				
1. 流動負債				
未払費用	38,631	52,043	△13,412	74.2
預り金	3,087	3,007	80	102.7
賞与引当金	47,016	53,486	△6,470	87.9
未払法人税	1,250	71	1,179	1,760.6
未払消費税	15,752	11,658	4,093	135.1
流動負債合計	105,737	120,266	△14,529	87.9
2. 固定負債				
退職給付引当金	11,118	10,827	291	102.7
固定負債合計	11,118	10,827	291	102.7
負債合計	116,855	131,093	△14,237	89.1
Ⅲ 正味財産の部				
1. 指定正味財産				
指定正味財産合計	105,200	105,200	—	100
(うち基本財産への充当額)	(105,200)	(105,200)	(—)	(100)
2. 一般正味財産	154,029	70,558	83,470	218.3
正味財産合計	259,229	175,758	83,470	147.5
負債及び正味財産合計	376,085	306,852	69,233	122.6

第6 監査結果

前記第4のとおり監査した限りにおいて、特に指摘すべき事項はなかった。

第1 監査の種類

財政援助団体等監査（財政援助団体監査）

第2 監査の対象

名古屋市商店街振興組合連合会

（事務所所在地：中区錦三丁目21番18号）

経済局

第3 監査の着眼点

- 1 市の補助金は補助目的に沿って適正に執行されているか
- 2 市の補助金に係る会計経理は適正に行われているか

第4 監査の実施内容

1 実施時期

令和 3年 8月 5日から令和 4年 3月25日まで

2 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、主として令和 2年 4月 1日から令和 3年 3月31日までに執行された名古屋市商店街振興組合連合会（以下「名商連」という。）における市の補助金に係る出納その他の事務について、書類等突合などを試査により実施し、必要な事項については実査を実施した。

また、名商連に対する財政援助団体等監査に併せて、経済局所管の事務のうち、名商連に対する市の補助金に係る事務の執行について、書類等突合などを試査により実施した。

第5 補助金の交付

令和 2年度において、本市は名商連に対し、補助金 2,604万円を交付している。補助金の概要については以下のとおりである。

（注） 文中では万円未満の端数を切り捨て、表中では千円未満の端数を切り捨てた。したがって、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

1 名古屋市商店街活性化推進指導員設置費補助金

(1) 趣旨

商店街の活性化及び振興に寄与することを目的とし、商店街活性化推進指導員が行う商店街団体の活性化推進のための指導事業に要する経費に対して補助を行う。

(2) 内訳

区 分	内 容	補助金交付額
		千円
俸 給	俸給	13,638
諸 手 当	扶養手当、通勤手当等	5,913
福利厚生費	健康保険料、厚生年金保険料等	3,866
施設借上料	活性化指導施設借上料	674
合 計		24,093

2 名古屋市商店街振興組合連合会事業費補助金

(1) 趣旨

商店街の活性化及び振興に寄与することを目的とし、名商連が行う商店街の活性化推進のための事業に要する経費に対して補助を行う。

(2) 内訳

区 分	内 容	補助金交付額
		千円
組合事業	ホームページなどの管理運営・研修等に要する経費 会員向け機関紙の発行等に要する経費	1,758
指導事業	各種委員会、青年部などの組織強化のための事業・研修等に要する経費 会員の行う事業の指導・支援等に要する経費 会員に対する会計・登記事務などの指導・支援等に要する経費	
合 計		1,758

3 名古屋市商工業団体振興補助金（商店街魅力向上事業）

(1) 趣旨

本市の中小企業及び中小商工業者の振興を図るとともに、活気と魅力ある商業地づくりに寄与することを目的とし、商店街を取りまく地域の魅力向上と地域コミュニティの活性化に寄与する事業に要する経費に対して補助を行う。

(2) 内訳

区 分	内 容	補助金交付額
		千円
装飾設備費	会場装飾・設営に要する経費等	192
委 託 料	企画運営委託料等	
印刷製本費	ポスター・チラシの作成費等	
報 償 費	人件費等	
合 計		192

第6 監査結果

前記第4のとおり監査した限りにおいて、特に指摘すべき事項はなかった。

《参考資料》 監査対象の概要

1 財政援助団体の概要

- ・ 名 称：名古屋市商店街振興組合連合会
- ・ 所 在 地：中区錦三丁目21番18号
- ・ 主な事業内容：①商店街の組織強化、②人材育成事業、③商店街活性化事業の実施、④安心・安全・快適なまちづくりへの貢献等

2 事業状況

表 組合数及び加盟店舗数

(令和 3年 3月31日現在)

支部	組合数	加盟店舗数	支部	組合数	加盟店舗数
千種	9	507	瑞穂	5	122
東	1	29	熱田	5	182
北	6	149	中川	3	120
西	5	124	港	5	93
中村	6	208	南	5	125
中北	12	539	名東	5	161
中南	9	441	天白	3	149
昭和	3	60	計	82	3,009

3 収支状況（令和 2年度）

損益計算書

(単位：千円、単位未満切捨て)

科目	金額
事業総利益	102,556
事業費	165,067
事業外収益	64,327
事業外費用	1,352
経常利益又は経常損失（△）	464

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 4年 5月16日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

LEGOLAND Japan

名古屋市港区金城ふ頭二丁目 1番 ほか 1筆

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前			変更後		
氏名又は 名 称	代表者の 氏 名	住 所	氏名又は 名 称	代表者の 氏 名	住 所
LEGOLAND Japan 合同会社	代表社員 マーリン・ エンターテ イメンツ・ グループ・ ホールディ ングス・リ ミテッド 職務執行者 土屋 裕之	名古屋市港 区金城ふ頭 二丁目 2番 地 1	変更なし	代表社員 マーリン・ エンターテ イメンツ・ グループ・ ホールディ ングス・リ ミテッド 職務執行者 本多 良行	変更なし

3 変更の日

令和 3年12月 6日

4 変更した理由

代表者変更のため

5 届出の日

令和 4年 4月27日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 4年 5月16日から同年 9月16日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 4年 9月16日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和4年5月17日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマナカ則武店

名古屋市中村区松原町2丁目61番 ほか3筆

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前			変更後		
氏名又は 名称	代表者の 氏名	住 所	氏名又は 名称	代表者の 氏名	住 所
(株)ヤマナカ	代表取締役 中野 義久	名古屋市東 区葵三丁目 15番地31号	変更なし	変更なし	名古屋市中 村区岩塚町 字西枝1番 地の1

3 変更の日

令和4年2月1日

4 変更した理由

住所変更のため

5 届出の日

令和 4年 4月27日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 4年 5月17日から同年 9月19日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 4年 9月19日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和4年5月17日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

J R セントラルタワーズ・J R ゲートタワー・J P タワー名古屋
名古屋市中村区名駅一丁目1015番 1 ほか36筆

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	氏名又は名称	代表者の氏名	住所	氏名又は名称	代表者の氏名	住所	
1	㈱ローソン	代表取締役 竹増 貞信	東京都品川区大崎一丁目11番 2号	—	—	—	令和4年2月1日
2	㈱ザ・クロックハウス	代表取締役 大野 禄太郎	東京都中央区築地四丁目 1番 1号	変更なし	代表取締役 平野 信之	変更なし	令和3年2月12日

3 変更の日

2で既述

4 変更した理由

(1) No. 1の小売業者については、退店のため

(2) №. 2の小売業者については、代表者変更のため

5 届出の日

令和 4年 4月26日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 4年 5月17日から同年 9月19日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 4年 9月19日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第5条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第17条第1号の規定により公告する。

令和 4年 5月19日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

指定した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第1555号	アイミット(株)	佐藤 真仁	名古屋市北区山田一丁目16番12号	令和 4年 4月20日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第3条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定排水設備工事店を指定したので、同規程第22条第1項第1号の規定により公告する。

令和 4年 5月19日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

指定した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第1012号	㈱テラサ ワ	寺澤 正雄	名古屋市南区大磯通 5丁目12番地	令和 4年 4月20日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

農業委員会総会の開催公告

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定に基づき名古屋市農業委員会総会を開催するので、次のとおり公告する。

令和 4年 5月20日

名古屋市農業委員会会長 岩田 公雄

1 開催日時

令和 4年 5月25日（水）午後 2時00分

2 場所

名古屋市役所西庁舎12階 西12C会議室

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

3 議案

第32号議案 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について

第33号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第34号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第35号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

第36号議案 生産緑地の追加指定に係る生産緑地法施行規則第1条の規定による意見聴取について

第37号議案 特定生産緑地の指定に係る意見聴取について

第38号議案 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第11条において準用する特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認について

第39号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について

第40号議案 令和 5年度名古屋市農業施策等に関する意見書について

名古屋市農業委員会事務局農政課

名古屋市議会正副議長の人事異動

岩本たかひろ議長は令和 4年 5月19日選挙された。

金庭宜雄副議長は令和 4年 5月19日選挙された。